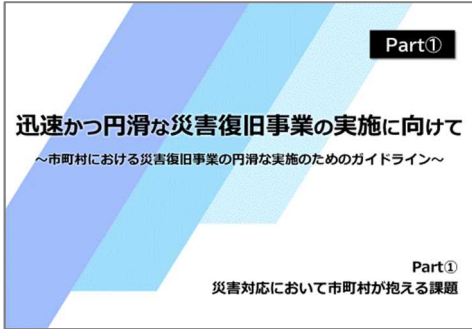
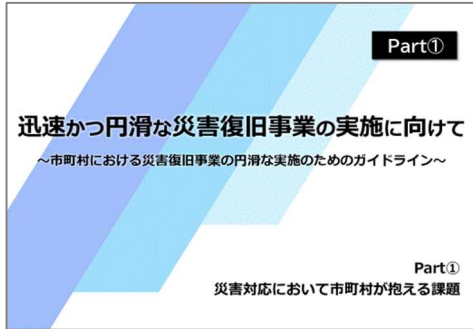
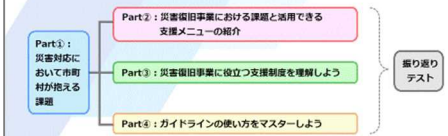
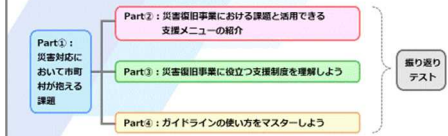
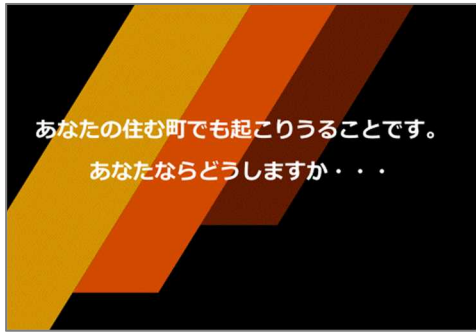


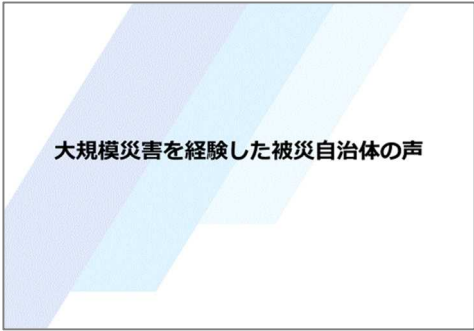
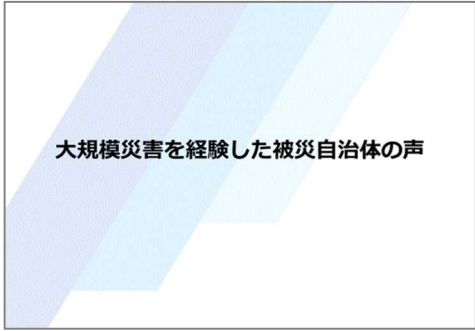
■研修資料

Part①：災害対応において市町村が抱える課題

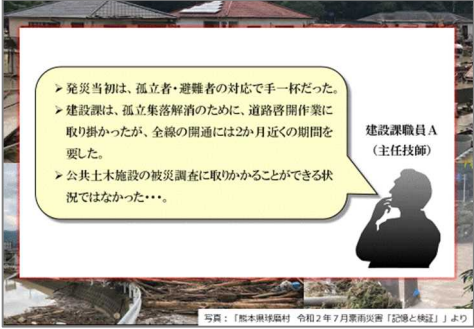
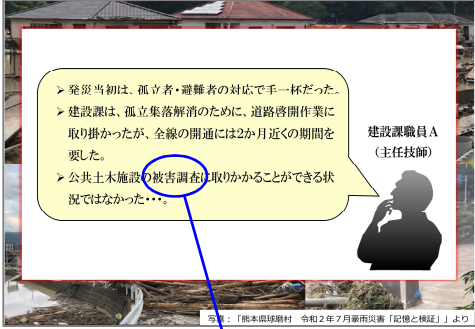
	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
1	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ Part① 災害対応において市町村が抱える課題	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ Part① 災害対応において市町村が抱える課題
	迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて。 パート①。災害対応において市町村が抱える課題	変更なし
2	本研修の目的 本研修は、令和4年5月に公表した「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」の内容について理解を深め、ガイドラインを活用した平時からの取組の充実・強化や災害対応力の底上げを図ることを目的としています。 研修資料は、本編を含め4パートに分かれていますので、それぞれのパートを学習してください。また、研修内容を振り返るための“振り返りテスト”も実施し、疑問に思う箇所はガイドラインを見直すなど、災害復旧事業に関する理解を深めて下さい。  Part①：災害対応において市町村が抱える課題 Part②：災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介 Part③：災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう Part④：ガイドラインの使い方をマスターしよう 振り返りテスト	本研修の目的 本研修は、令和4年5月に公表した「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」の内容について理解を深め、ガイドラインを活用した平時からの取組の充実・強化や災害対応力の底上げを図ることを目的としています。 研修資料は、本編を含め4パートに分かれていますので、それぞれのパートを学習してください。また、研修内容を振り返るための“振り返りテスト”も実施し、疑問に思う箇所はガイドラインを見直すなど、災害復旧事業に関する理解を深めて下さい。  Part①：災害対応において市町村が抱える課題 Part②：災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介 Part③：災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう Part④：ガイドラインの使い方をマスターしよう 振り返りテスト
	本研修は、令和4年5月に公表した「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」の内容について理解を深めていただき、平時から災害発生に備えた取組の充実や強化、いざ災害が発生した際の対応力を高めていただくことを目的としています。 研修は、本編を含め4つのパートに分かれていますので、それぞれの動画を視聴し災害復旧事業に関する知識を深めて下さい。 それでは研修を始めます	変更なし

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
3	 災害対応において市町村が抱える課題。	 変更なし
4	 毎年のように全国各地で、地震や大雨等による大規模な災害が発生し、甚大な被害が発生しています。このような甚大な災害が頻発する中においても、被災地域の1日も早い復旧・復興に向けて、災害対応を迅速に実施していくことが重要となります。	 変更なし
5	 今から説明するシチュエーションは、あなたの町でも起こりうることです。 災害対応に携わるあなたは、どのように行動しますか。	 変更なし

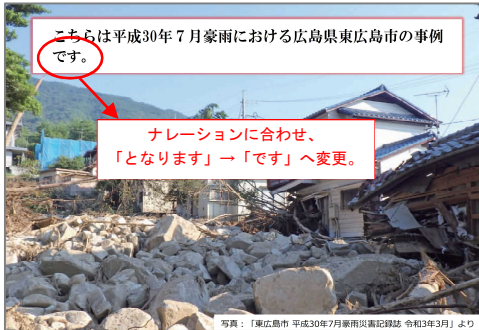
	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
6	 9月19日。日本列島を縦断する台風12号の影響により、あなたの住む町では記録的短時間大雨情報が発表されるなど、これまでに経験したことのない大雨が降り続いています。	 9月19日。日本列島を縦断する台風12号の影響により、あなたの住む町では記録的短時間大雨情報が発表されるなど、これまでに経験したことのない大雨が降り続いています。
7	 家の近くの道路は冠水し、地域内の大きな河川が溢れはじめるなど、まだまだ雨はやみそうにありません。	 家の近くの道路は冠水し、地域内の大きな河川が溢れはじめるなど、まだまだ雨はやみそうにありません。
8	 勤務先から緊急招集の連絡を受け、やっとの思いで最寄りの庁舎に到着しましたが、参集できている職員はまばらであり、庁舎の電話は鳴りっぱなしの状態です。	 勤務先から緊急招集の連絡を受け、やっとの思いで最寄りの庁舎に到着しましたが、参集できている職員はまばらであり、庁舎の電話は鳴りっぱなしの状態です。

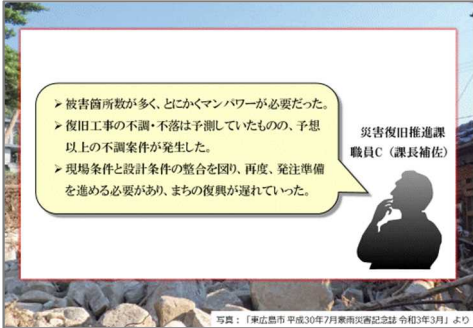
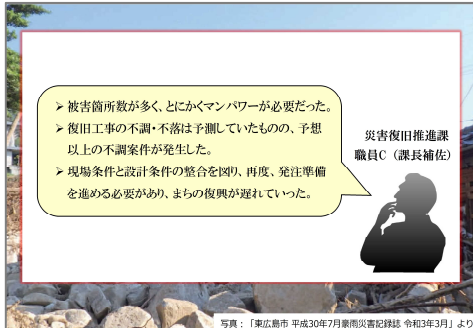
	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
9	 翌朝には庁舎に避難者が押し寄せはじめ、パニック状態になりつつあります。災害対応に携わるあなたは、この大規模災害に対してどのように対応しますか。	 変更なし
10	 大規模災害を経験した自治体の声を紹介します。	 変更なし
11	 ケース1。庁舎内は混乱。掴めない被害の全容・・・。	 変更なし

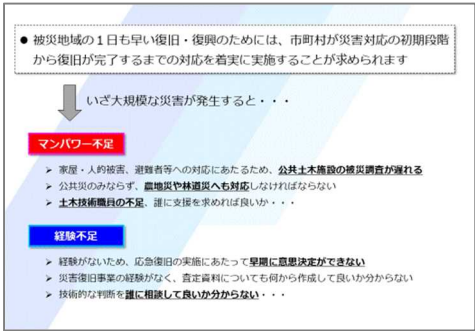
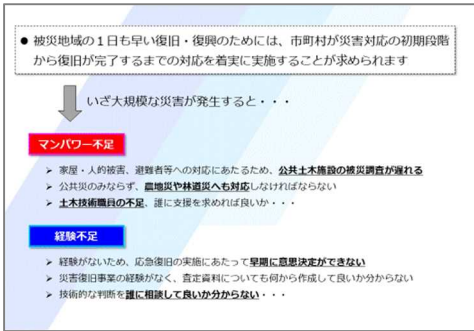
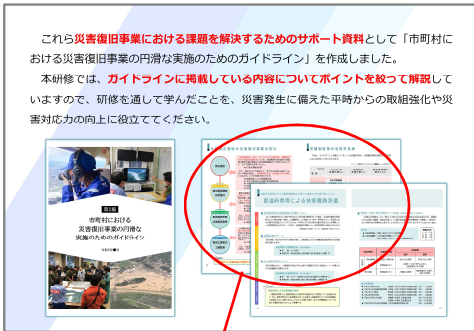
	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
12	令和2年7月豪雨で、熊本県球磨村は甚大な被害に見舞われました。  写真：『熊本県球磨村 令和2年7月豪雨災害「記憶と検証」』より 令和2年の7月豪雨で、熊本県球磨村は甚大な被害に見舞われました。	令和2年7月豪雨で、熊本県球磨村は甚大な被害に見舞われました。  写真：『熊本県球磨村 令和2年7月豪雨災害「記憶と検証」』より 変更なし
13	村内の幹線道路の至る所で浸水や決壊、土砂流出が発生し、通行不能となりました。  写真：『熊本県球磨村 令和2年7月豪雨災害「記憶と検証」』より 村内の幹線道路の至る所で浸水や決壊、土砂流出が発生し、通行不能となりました。	村内の幹線道路の至る所で浸水や決壊、土砂流出が発生し、通行不能となりました。  写真：『熊本県球磨村 令和2年7月豪雨災害「記憶と検証」』より 変更なし
14	発災当初から役場は停電し、ネットワーク機能が停止するなど、村内の被害情報の入手が困難な状況でした。  写真：『熊本県球磨村 令和2年7月豪雨災害「記憶と検証」』より また、発災当初から役場は停電し、ネットワーク機能が停止するなど、村内の被災情報の入手が困難な状況でした。	発災当初から役場は停電し、ネットワーク機能が停止するなど、村内の被害情報の入手が困難な状況でした。  写真：『熊本県球磨村 令和2年7月豪雨災害「記憶と検証」』より 変更なし

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
15	 建設課職員A (主任技師) ▶ 発災当初は、孤立者・避難者の対応で手一杯だった。 ▶ 建設課は、孤立集落解消のために、道路啓開作業に取り掛かったが、全線の開通には2か月近くの期間を要した。 ▶ 公共土木施設の被害調査に取りかかることができる状況ではなかった…。 写真：「熊本県球磨村 令和2年7月豪雨災害「記憶と検証」」より	 建設課職員A (主任技師) ▶ 発災当初は、孤立者・避難者の対応で手一杯だった。 ▶ 建設課は、孤立集落解消のために、道路啓開作業に取り掛かったが、全線の開通には2か月近くの期間を要した。 ▶ 公共土木施設の被害調査に取りかかることができる状況ではなかった…。 写真：「熊本県球磨村 令和2年7月豪雨災害「記憶と検証」」より 変更なし ナレーションに合わせ、 「被災調査」→「被害調査」へ変更。
16	 CASE 2 : マンパワー不足。疲弊していく職員・・・ ～ 大分県九重町 ～	 CASE 2 : マンパワー不足。疲弊していく職員・・・ ～ 大分県九重町 ～
17	 こちらも令和2年7月豪雨で、甚大な被害に見舞われた大分県九重町の事例です。 写真：「広報ここのえ No.771,2020.8」より	 こちらも令和2年7月豪雨で、甚大な被害に見舞われた大分県九重町の事例です。 写真：「広報ここのえ No.771,2020.8」より

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
18	町内の至る所で浸水被害や土砂災害が発生するとともに、多くの農地で被害が発生しました。	変更なし
19	このような中、限られた職員数で、公共土木災のみならず、農地災や林道災への迅速な対応に迫られました。	変更なし 写真の差し替え ※九重町より提供。
20	建設課職員B (グループリーダー) 自治体職員の声です。 災害査定書類の準備に向け、手あたり次第、付き合いのあるコンサルに連絡したが、なかなかコンサルを確保できませんでした。このため、少ない自職員で対応を行っていましたが、超過勤務により職員が疲弊し、結果ミスも発生しました。その中で、応援派遣頂いた大分県職員の存在は非常に心強かったです。	建設課職員B (グループリーダー) 変更なし

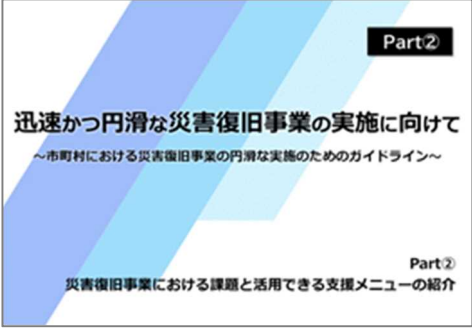
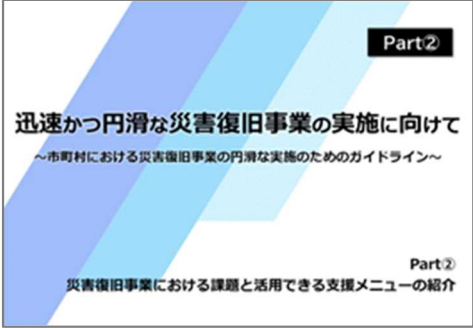
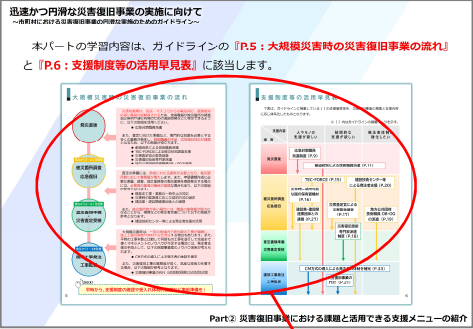
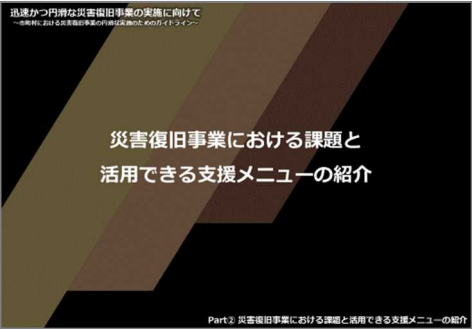
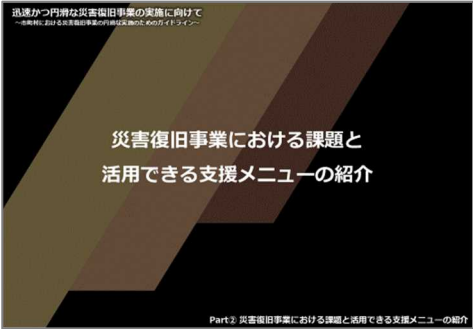
	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
21	 CASE 3 : 進まない復旧工事。遅れるまちの復興・・・ ～ 広島県東広島市 ～ ケース3。進まない復旧工事。遅れるまちの復興・・・。	 CASE 3 : 進まない復旧工事。遅れるまちの復興・・・ ～ 広島県東広島市 ～ 変更なし
22	 こちらは平成30年7月豪雨における広島県東広島市の事例となります。 写真：「東広島市 平成30年7月豪雨災害記録誌 令和3年3月」より こちらは平成 30 年7月豪雨における広島県東広島市の事例となります。	 こちらは平成30年7月豪雨における広島県東広島市の事例です。 ナレーションに合わせ、「となります」→「です」へ変更。 写真：「東広島市 平成30年7月豪雨災害記録誌 令和3年3月」より こちらは平成 30 年7月豪雨における広島県東広島市の事例です。
23	 公共土木施設の被害が500件以上、農地・農業用施設、林道の被害が1000件以上と、被害箇所は膨大なものとなりました。 写真：「東広島市 平成30年7月豪雨災害記録誌 令和3年3月」より 公共土木施設の被害が500件以上、農地・林道等の被害が1,000件以上と、被害箇所数は膨大なものとなりました。	 公共土木施設の被害が500件以上、農地・農業用施設、林道の被害が1000件以上と、被害箇所は膨大なものとなりました。 写真：「東広島市 平成30年7月豪雨災害記録誌 令和3年3月」より 変更なし

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
24	このため災害査定への対応を進めつつ復旧工事にも着手しなければ、まちの復興が遅れるという問題を抱えていました。  写真：「東広島市 平成30年7月豪雨災害記録誌 令和3年3月」より このため、災害査定への対応をすすめつつ復旧工事にも着手しなければ、まちの復興が遅れるという問題を抱えていました。	このため災害査定への対応を進めつつ復旧工事にも着手しなければ、まちの復興が遅れるという問題を抱えていました。  写真：「東広島市 平成30年7月豪雨災害記録誌 令和3年3月」より 変更なし
25	 写真：「東広島市 平成30年7月豪雨災害記録誌 令和3年3月」より 自治体職員の声です。 被害箇所数が多く、とにかくマンパワーが必要でした。復旧工事では不調・不落の発生をある程度予測していましたが、予想を超える多くの不調案件が発生しました。このため、現場条件と設計条件の整合を図り、再度、発注準備を進める必要があり、まちの復興は遅れていきました。	 写真：「東広島市 平成30年7月豪雨災害記録誌 令和3年3月」より 変更なし

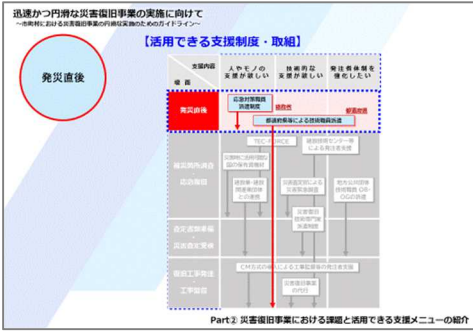
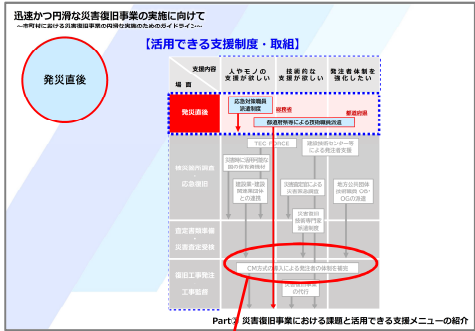
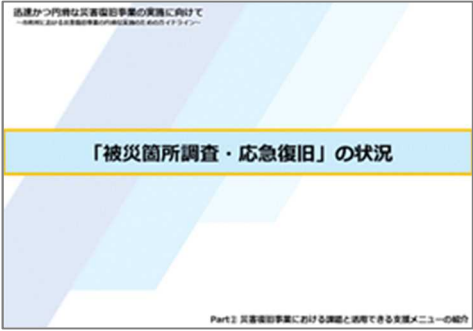
	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
26	 ●被災地域の1日も早い復旧・復興のためには、市町村が災害対応の初期段階から復旧が完了するまでの対応を着実に実施することが求められます ↓ いざ大規模な災害が発生すると・・・ マンパワー不足 ➢ 家屋・人的被害、避難者等への対応にあたるため、公共土木施設の被災調査が滞れる ➢ 公共災のみならず、農地災や林道災へも対応しなければならない ➢ 土木技術職員の不足、誰に支援を求めれば良いか・・・ 経験不足 ➢ 経験がないため、応急復旧の実施にあたって早期に意思決定ができない ➢ 災害復旧事業の経験がなく、査定資料についても何から作成して良いかわからない ➢ 技術的な判断を誰に相談して良いかわからない・・・	 ●被災地域の1日も早い復旧・復興のためには、市町村が災害対応の初期段階から復旧が完了するまでの対応を着実に実施することが求められます ↓ いざ大規模な災害が発生すると・・・ マンパワー不足 ➢ 家屋・人的被害、避難者等への対応にあたるため、公共土木施設の被災調査が滞れる ➢ 公共災のみならず、農地災や林道災へも対応しなければならない ➢ 土木技術職員の不足、誰に支援を求めれば良いか・・・ 経験不足 ➢ 経験がないため、応急復旧の実施にあたって早期に意思決定ができない ➢ 災害復旧事業の経験がなく、査定資料についても何から作成して良いかわからない ➢ 技術的な判断を誰に相談して良いかわからない・・・
	このように、被災地域の1日も早い復旧・復興のため、災害対応の初期段階から復旧が完了するまでの対応を着実に実施することが求められます。しかし、いざ大規模な災害が発生すると、避難者対応、農地災や林道災への対応、土木技術者の不足などの理由から、マンパワー不足という問題が発生します。また、応急復旧の実施について意思決定ができない、査定資料の作成方法が分からないなど、災害復旧事業に対する経験不足による問題も発生します。	変更なし
27	 これら災害復旧事業における課題を解決するためのサポート資料として「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」を作成しました。 本研修では、ガイドラインに掲載している内容についてポイントを絞って解説していますので、研修を通して学んだことを、災害発生に備えた平時からの取組強化や災害対応力の向上に役立ててください。	 これら災害復旧事業における課題を解決するためのサポート資料として「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」を作成しました。 本研修では、ガイドラインに掲載している内容についてポイントを絞って解説していますので、研修を通して学んだことを、災害発生に備えた平時からの取組強化や災害対応力の向上に役立ててください。 ガイドライン P5、P6 の修正に伴う 画像の貼り替え
	これら災害復旧事業における課題を解決するためのサポート資料として「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」を作成しました。本研修では、ガイドラインに掲載している内容をポイントを絞って解説しますので、研修を通して学んだことを、災害発生に備えた平時からの取組強化や災害対応力の向上に役立ててください。	変更なし

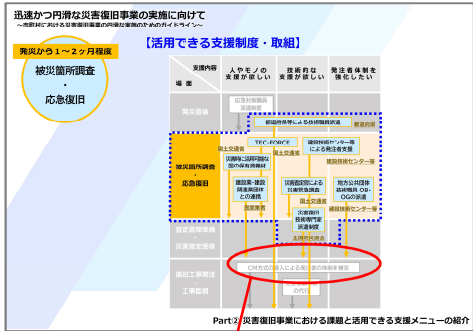
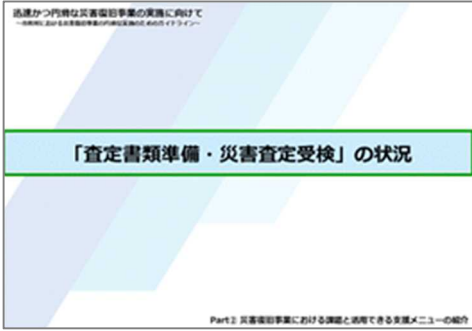
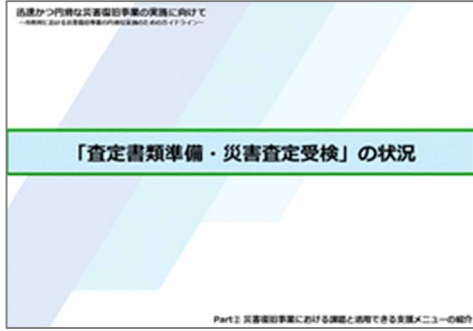
	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
28	以下のパートを学習しましょう。 ➤ 災害復旧事業の各場面で発生する課題や活用できる支援制度を知りたい！ Part②：災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介 ➤ 災害復旧事業に役立つ支援制度の詳細や活用事例を知りたい！ Part③：災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう ➤ ガイドラインの掲載内容や活用方法を知りたい！ Part④：ガイドラインの使い方をマスターしよう まずは、興味のある動画を視聴し学習してみましょう。	以下のパートを学習しましょう。 ➤ 災害復旧事業の各場面で発生する課題や活用できる支援制度を知りたい！ Part②：災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介 ➤ 災害復旧事業に役立つ支援制度の詳細や活用事例を知りたい！ Part③：災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう ➤ ガイドラインの掲載内容や活用方法を知りたい！ Part④：ガイドラインの使い方をマスターしよう 変更なし

Part②：災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介

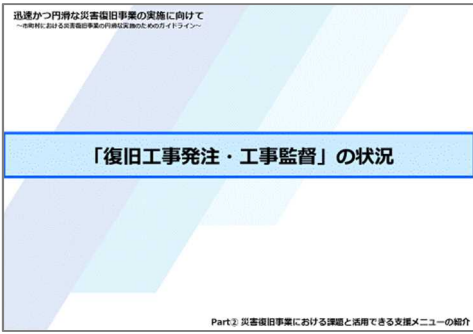
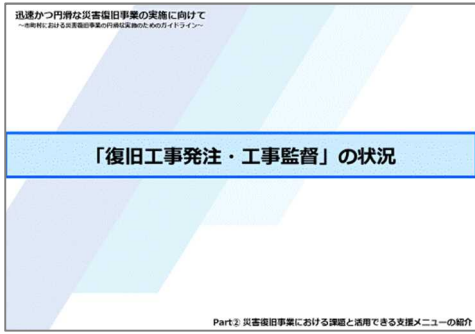
	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
1	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ Part② 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて。 パート②。災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介。	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ Part② 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介 変更なし
2	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ 本パートの学習内容は、ガイドラインの『P.5：大規模災害時の災害復旧事業の流れ』と『P.6：支援制度等の活用早見表』に該当します。 Part② 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介 本パートの内容は、ガイドライン冒頭の『大規模災害時の災害復旧事業の流れ』と『支援制度等の活用早見表』になります。それでは研修を始めます。	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ 本パートの学習内容は、ガイドラインの『P.5：大規模災害時の災害復旧事業の流れ』と『P.6：支援制度等の活用早見表』に該当します。 Part② 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介 変更なし ガイドライン P5、P6 の修正に伴う 画像の貼り替え
3	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ 災害復旧事業における課題と 活用できる支援メニューの紹介 Part② 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介。	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ 災害復旧事業における課題と 活用できる支援メニューの紹介 Part② 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介 変更なし

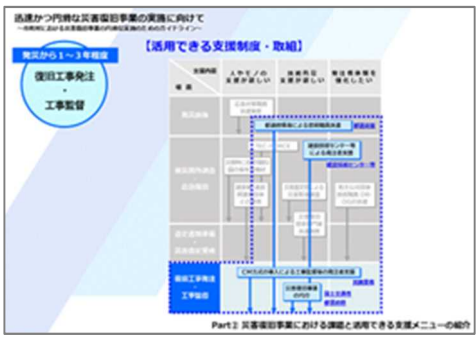
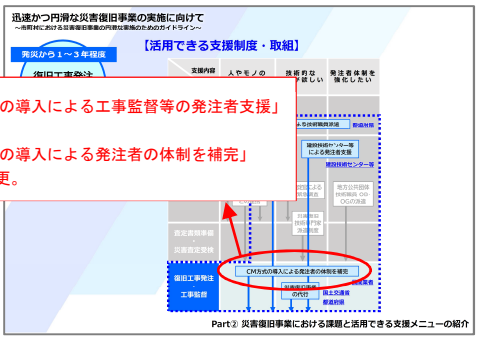
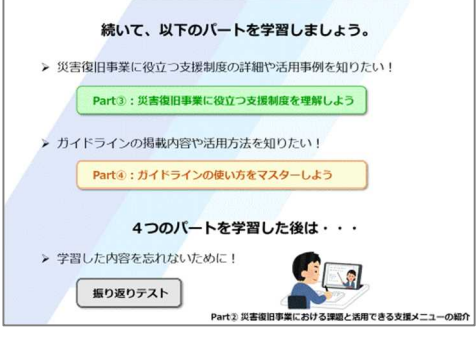
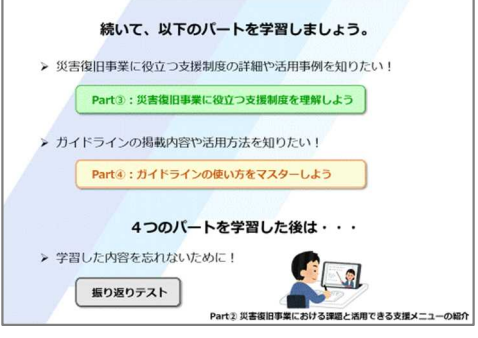
	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
4	大規模災害時における災害復旧事業は「発災直後」、発災から1、2か月程度を目安とした「被災箇所調査・応急復旧」、2か月から6か月程度を目安とした「査定書類準備・災害査定受検」、1年から3年程度を目安とした「復旧工事発注・工事監督」という4つの場面に分かれます。 それぞれの場面で、どのような問題が発生するのか、その状況を確認してみましょう。	変更なし
5	発災直後の状況。	変更なし
6	大規模災害が発生した直後は、住民やマスコミなどからの電話対応や避難者への対応、また、救助活動の支援などに職員が総動員されます。技術職員も電話対応や避難者対応を行う場合があり、被災箇所調査や道路啓開作業へ即座に取り掛かれません、マンパワー不足による復旧・復興の遅れが発生します。	変更なし

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
7	 この表は、災害対応の場面と支援内容に応じて、活用可能な代表的な支援制度や取組を体系化したものです。 発災直後から速やかに技術職員が災害復旧業務に専念できるようにする支援制度として、総務省の『応急対策職員派遣制度』や都道府県が実施する『技術職員派遣』があります。	 変更なし 「CM方式の導入による工事監督等の発注者支援」 ↓ 「CM方式の導入による発注者の体制を補完」 へ変更。
8	 被災箇所調査・応急復旧の状況。	 変更なし
9	 「被災箇所調査・応急復旧」段階では、道路啓開や緊急排水等の応急復旧作業に加え、災害査定に向けた準備など、専門的な知識を必要とする多くの業務が発生します。 応急復旧は現場を見て技術的判断を速やかに行う必要があります。また、被災箇所調査等を行うにも大規模な災害になると被災箇所も広範囲となり、マンパワーが不足するといった問題も発生します。	 変更なし

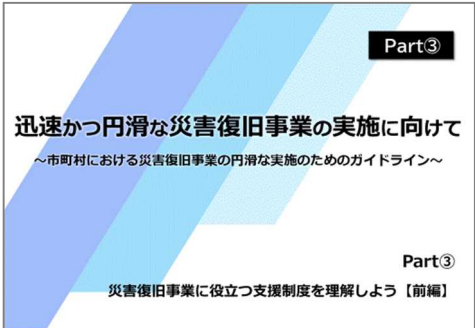
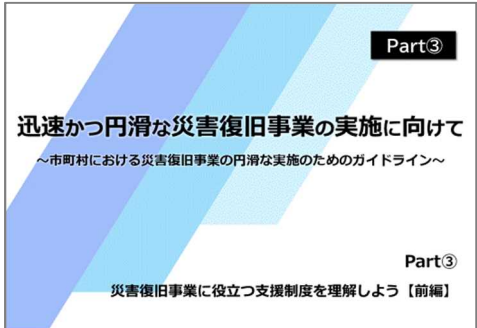
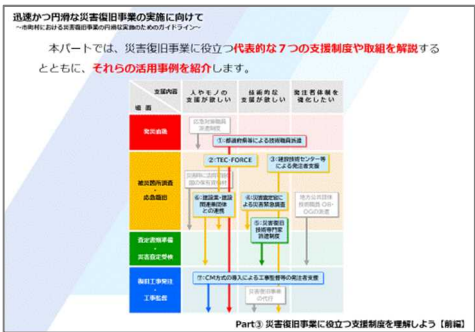
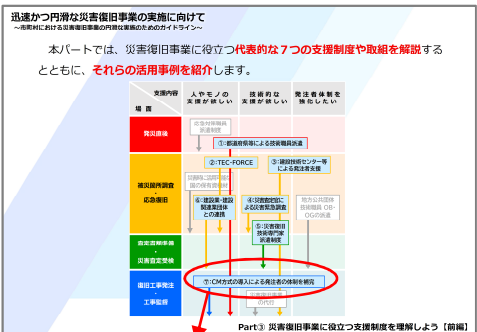
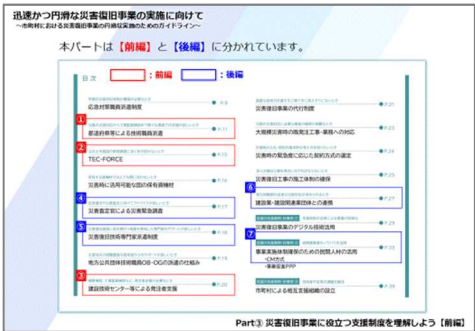
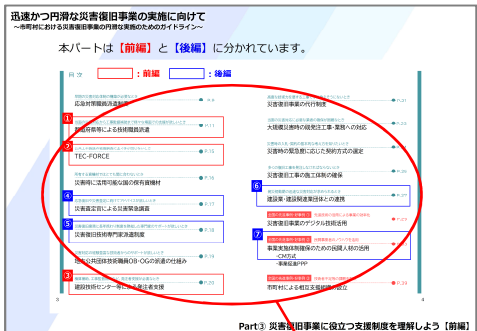
	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
10	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～迅速に対応する災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ 被災から1～2ヶ月程度 被災箇所調査・応急復旧 【活用できる支援制度・取組】 Part2 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～迅速に対応する災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ 被災から1～2ヶ月程度 被災箇所調査・応急復旧 【活用できる支援制度・取組】 Part2 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介 変更なし 「CM方式の導入による工事監督等の発注者支援」 ↓ 「CM方式の導入による発注者の体制を補完」 へ変更。
11	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～迅速に対応する災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ 「査定書類準備・災害査定受検」の状況 Part2 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介 査定書類準備・災害査定受検の状況。	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～迅速に対応する災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ 「査定書類準備・災害査定受検」の状況 Part2 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介 変更なし

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
12	迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ 【状況】 発生から2～6ヶ月程度 査定書類準備 ・ 災害査定受検 ● 査定準備に向けた書類作成など、被災箇所数が多い場合は職員の業務量が膨大になります。 【発生する問題】 ● 査定書類作成に必要な測量・調査・設計等の業務を委託する業者の確保が困難になります。 ● 土木技術職員が不足する場合は、積算等の専門業務への対応の遅れが発生します。 Part2 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介	迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ 【状況】 発生から2～6ヶ月程度 査定書類準備 ・ 災害査定受検 ● 査定準備に向けた書類作成など、被災箇所数が多い場合は職員の業務量が膨大になります。 【発生する問題】 ● 査定書類作成に必要な測量・調査・設計等の業務を委託する業者の確保が困難になります。 ● 土木技術職員が不足する場合は、積算等の専門業務への対応の遅れが発生します。 Part2 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介
13	迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ 【活用できる支援制度・取組】 発生から2～6ヶ月程度 査定書類準備 ・ 災害査定受検 Part2 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介	迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ 【活用できる支援制度・取組】 発生から2～6ヶ月程度 査定書類準備 ・ 災害査定受検 Part2 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介 変更なし 「CM方式の導入による工事監督等の発注者支援」 ↓ 「CM方式の導入による発注者の体制を補完」 へ変更。

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
14	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～被災地における災害復旧事業の円滑化に向けたためのガイドライン～ 「復旧工事発注・工事監督」の状況 Part 2 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介 復旧工事発注・工事監督の状況。	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～被災地における災害復旧事業の円滑化に向けたためのガイドライン～ 「復旧工事発注・工事監督」の状況 Part 2 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介 変更なし
15	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～被災地における災害復旧事業の円滑化に向けたためのガイドライン～ 被災から1～3年程度 【状況】 復旧工事発注・工事監督 ● 平時の工事本数と比較して何倍もの工事が並行して進むため、被災地内で相当数の工事が輻輳します。 【発生する問題】 ● 複数工事が並行して進むため、工事完成まで続くマネジメント力が不足すると、まちの復興が遅れてしまいます。 ● 災害復旧工事の難易度が高く、高度な技術力が必要となる場面も発生します。 Part 2 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介 「復旧工事発注・工事監督」段階では、平時と比較して何倍もの工事を同時に実施する必要があるため、被災地内で相当数の工事が輻輳します。このため、復旧工事全体をマネジメントする力が必要となり、そのマネジメント力が不足すると、結果まち全体の復旧が遅れることとなります。また、災害復旧工事の規模や内容によっては、高度な技術力が必要となる場面も発生します。	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～被災地における災害復旧事業の円滑化に向けたためのガイドライン～ 被災から1～3年程度 【状況】 復旧工事発注・工事監督 ● 平時の工事本数と比較して何倍もの工事が並行して進むため、被災地内で相当数の工事が輻輳します。 【発生する問題】 ● 複数工事が並行して進むため、工事完成まで続くマネジメント力が不足すると、まちの復興が遅れてしまいます。 ● 災害復旧工事の難易度が高く、高度な技術力が必要となる場面も発生します。 Part 2 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介 変更なし

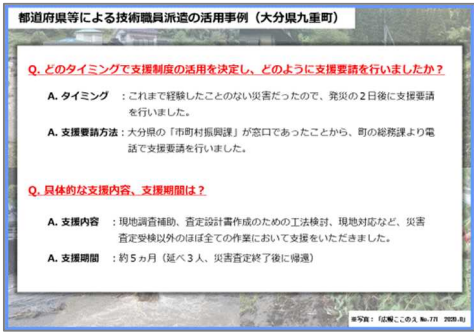
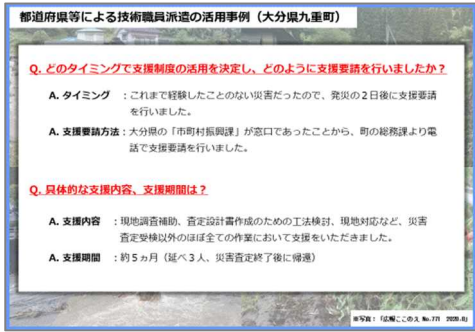
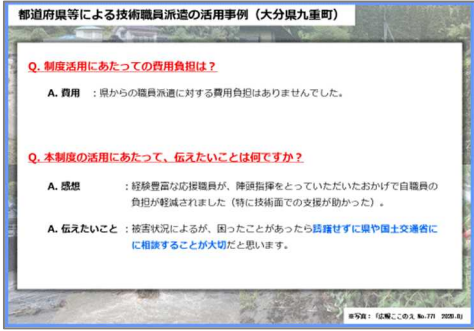
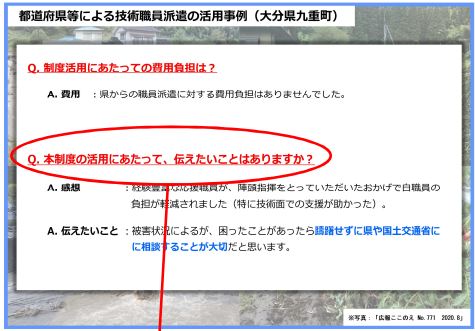
	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
16	 工事マネジメントや現場管理、また監督業務の支援制度として、都道府県が実施する『技術職員派遣』や、建設技術センター等が実施する『発注者支援』、民間人材を活用した『CM 方式の導入による工事監督等の発注者支援』があります。 また、高度な技術力を要する復旧工事については、国や都道府県による『災害復旧事業の代行』制度があります。	 「CM 方式の導入による工事監督等の発注者支援」 ↓ 「CM 方式の導入による発注者の体制を補完」へ変更。 工事マネジメントや現場管理、また監督業務の支援制度として、都道府県が実施する『技術職員派遣』や、建設技術センター等が実施する『発注者支援』、民間人材を活用した『CM 方式の導入による発注者の体制を補完』があります。 また、高度な技術力を要する復旧工事については、国や都道府県による『災害復旧事業の代行』制度があります。
17	 続いて、パート③、もしくは、パート④の動画を視聴し学習しましょう。 なお、パート①からパート④までのすべての動画を視聴したあとは、学習した内容を忘れないためにも「振り返りテスト」を実施しましょう。	 変更なし

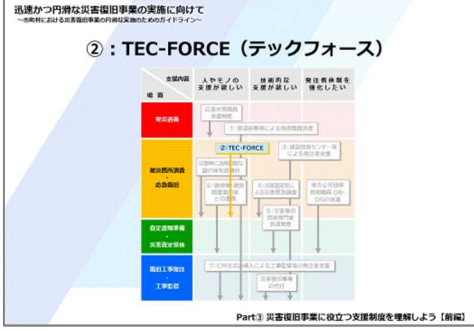
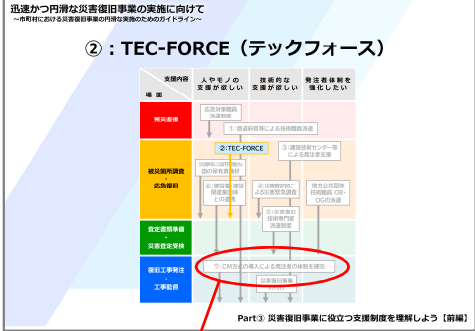
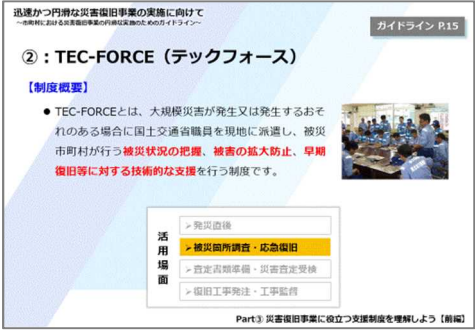
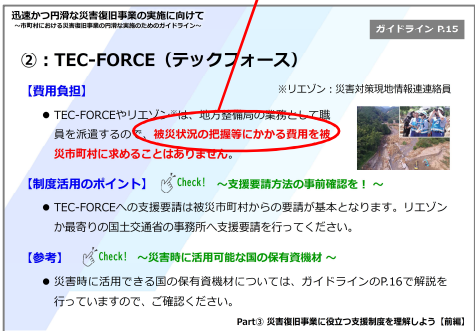
Part③【前編】：災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
1	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて。 パート③。災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう。	 変更なし
2	 本パートでは、代表的な7つの支援制度や取組の解説と、その活用事例を紹介します。	 変更なし 「CM方式の導入による工事監督等の発注者支援」 ↓ 「CM方式の導入による発注者の体制を補完」 へ変更。
3	 本パートは前編と後編に分かれています。 本パートは前編と後編に分かれています。前編では、都道府県による技術職員派遣など3つの支援制度を解説・紹介し、後編では災害査定官による災害緊急調査など、2つの支援制度と2つの取組を解説・紹介します。それでは研修を始めます。	 変更なし 目次の修正（色変更）に伴う 画像の貼り替え

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
4	迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ ①：都道府県等による技術職員派遣 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】 都道府県等による技術職員派遣。	迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ ①：都道府県等による技術職員派遣 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】 変更なし 「CM方式の導入による工事監督等の発注者支援」 ↓ 「CM方式の導入による発注者の体制を補完」 へ変更。
5	迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ ①：都道府県等による技術職員派遣 【制度概要】 ● 多くの都道府県では、被災市町村から要請があった場合、災害復旧事業の経験のある職員を応援職員として派遣します。 ● 災害査定の手続きまでの支援となる「短期派遣ケース」や、災害査定や復旧工事を支援する「中・長期派遣ケース」があります。 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】 これまで、災害発生に伴い市町村から要請があった場合、多くの都道府県では、災害復旧事業の経験のある職員を応援職員として派遣しています。災害査定の手続きまでの支援とする「短期派遣ケース」や、災害査定や復旧工事を支援する「中・長期派遣ケース」があり、『発災直後』から『復旧工事発注・工事監督』まで、あらゆる場面で状況に応じた支援要請が可能です。	迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ ①：都道府県等による技術職員派遣 【制度概要】 ● 多くの都道府県では、被災市町村から要請があった場合、災害復旧事業の経験のある職員を応援職員として派遣します。 ● 災害査定の手続きまでの支援となる「短期派遣ケース」や、災害査定や復旧工事を支援する「中・長期派遣ケース」があります。 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】 変更なし

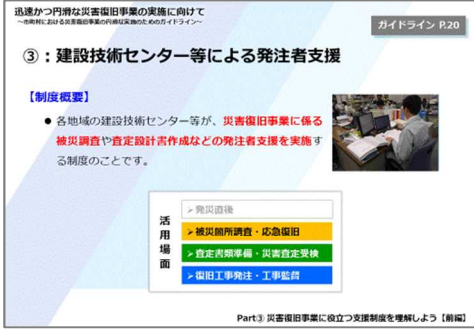
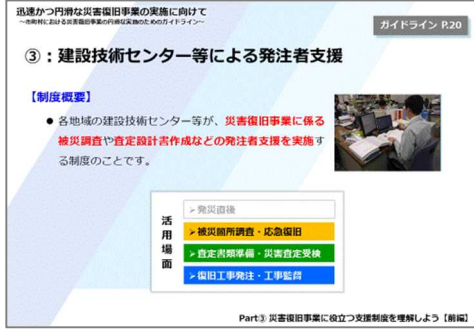
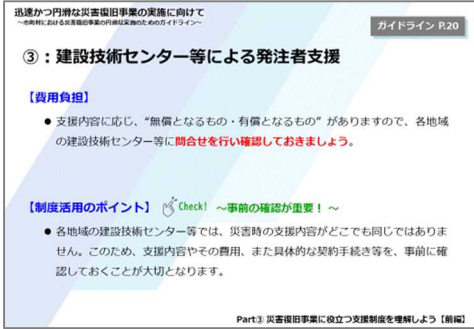
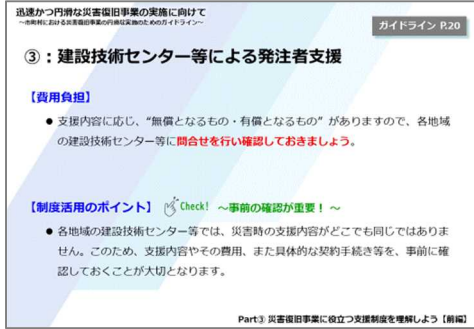
	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更																				
6	迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～各地域における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ ガイドライン P.11 ①：都道府県等による技術職員派遣 【費用負担】 ● 災害等に伴う職員派遣については、特別交付税による財政措置が講じられます。 ● 都道府県の担当窓口に関合せを行い、費用負担について確認しておきましょう。 【制度活用のポイント】 Check! ～都道府県による応援職員の限界～ ● 大規模災害時には、都道府県管理の施設も被災し、また複数市町村からの応援要請も発生するため、十分な派遣ができない場合があります。 ● そのような場合に備え、他の支援制度の活用も考えておくことが大切です。 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】	迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～各地域における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ ガイドライン P.11 ①：都道府県等による技術職員派遣 【費用負担】 ● 派遣の内容や取り扱いにより無償・有償がありますので、事前に都道府県の担当部署に確認しておきましょう。 【制度活用のポイント】 Check! ～都道府県による応援職員の限界～ ● 大規模災害時には、都道府県管理の施設も被災し、また複数市町村からの応援要請も発生するため、十分な派遣ができない場合があります。 ● そのような場合に備え、他の支援制度の活用も考えておくことが大切です。 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】 変更なし ・ナレーションやガイドライン P7 に合わせ、解説文を以下に変更。 (修正前) ●災害等に伴う職員派遣については、特別交付税による財政措置が講じられます。 ●都道府県の担当窓口に関合せを行い、費用負担について確認しておきましょう。 ↓ (修正後) ●派遣の内容や取り扱いにより無償・有償がありますので事前に都道府県の担当部署に確認しておきましょう。																				
7	都道府県等による技術職員派遣の活用事例（大分県九重町） <table><tr><td>➤ 対象災害</td><td>：令和2年7月豪雨</td></tr><tr><td>➤ 被害額</td><td>：約1.3億円</td></tr><tr><td>➤ 被害箇所</td><td>：216箇所</td></tr><tr><td>➤ 土木関係部署の職員数</td><td>：22人（内、土木技術職員4人）</td></tr><tr><td>➤ 発災当時の状況</td><td>：4人という少ない人数で公共土木災のみならず農地災・林道災の対応に追われ、初動対応がとれない状況であった・・・</td></tr></table> 写真提供：（左）九重町、（右）九重町	➤ 対象災害	：令和2年7月豪雨	➤ 被害額	：約1.3億円	➤ 被害箇所	：216箇所	➤ 土木関係部署の職員数	：22人（内、土木技術職員4人）	➤ 発災当時の状況	：4人という少ない人数で公共土木災のみならず農地災・林道災の対応に追われ、 初動対応がとれない状況 であった・・・	都道府県等による技術職員派遣の活用事例（大分県九重町） <table><tr><td>➤ 対象災害</td><td>：令和2年7月豪雨</td></tr><tr><td>➤ 被害額</td><td>：約1.3億円</td></tr><tr><td>➤ 被害箇所</td><td>：216箇所</td></tr><tr><td>➤ 土木関係部署の職員数</td><td>：22人（内、土木技術職員4人）</td></tr><tr><td>➤ 発災当時の状況</td><td>：4人という少ない人数で公共土木災のみならず農地災・林道災の対応に追われ、初動対応がとれない状況であった・・・</td></tr></table> 写真提供：（左）九重町、（右）九重町 変更なし	➤ 対象災害	：令和2年7月豪雨	➤ 被害額	：約1.3億円	➤ 被害箇所	：216箇所	➤ 土木関係部署の職員数	：22人（内、土木技術職員4人）	➤ 発災当時の状況	：4人という少ない人数で公共土木災のみならず農地災・林道災の対応に追われ、 初動対応がとれない状況 であった・・・
➤ 対象災害	：令和2年7月豪雨																					
➤ 被害額	：約1.3億円																					
➤ 被害箇所	：216箇所																					
➤ 土木関係部署の職員数	：22人（内、土木技術職員4人）																					
➤ 発災当時の状況	：4人という少ない人数で公共土木災のみならず農地災・林道災の対応に追われ、 初動対応がとれない状況 であった・・・																					
➤ 対象災害	：令和2年7月豪雨																					
➤ 被害額	：約1.3億円																					
➤ 被害箇所	：216箇所																					
➤ 土木関係部署の職員数	：22人（内、土木技術職員4人）																					
➤ 発災当時の状況	：4人という少ない人数で公共土木災のみならず農地災・林道災の対応に追われ、 初動対応がとれない状況 であった・・・																					

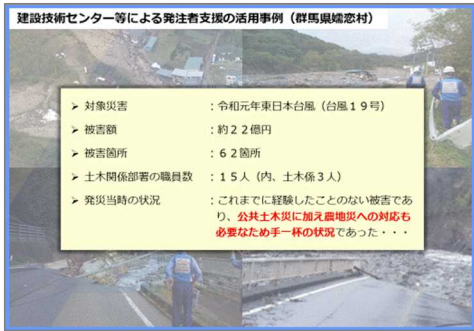
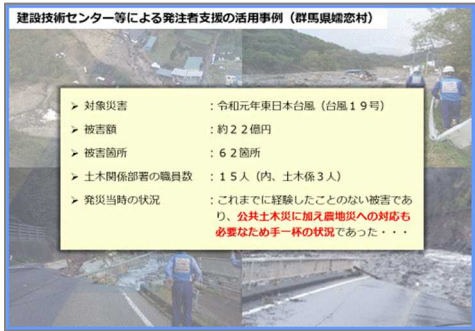
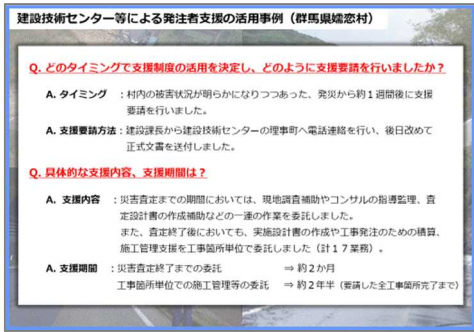
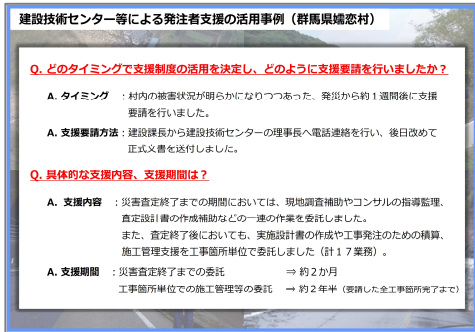
	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
8	 どのタイミングで支援制度の活用を決定し、どのように支援要請を行いましたか。 これまで経験したことのない災害であったため、発災2日後に大分県へ支援要請を行いました。大分県の「市町村振興課」が担当窓口であったことから、町の総務課より電話で支援要請を行っています。 具体的な支援内容、支援期間は。 支援内容は、現地調査の補助、査定設計書作成のための工法検討、現地対応など、災害査定受検以外のほぼ全ての作業において支援をいただきました。 支援期間は、災害査定終了までの約5か月間でした。	 変更なし
9	 費用負担はありましたか。 県からの派遣に対する費用負担はありませんでした。 この制度を活用してみて、伝えたいことはありますか。 経験豊富な応援職員が、陣頭指揮をとっていただいたおかげで自職員の負担が軽減されました（特に技術面での支援が助かった）。 伝えたいこと：被害状況によるが、困ったことがあったら躊躇せず県や国土交通省に相談することが大切だと思います。	 変更なし ・ナレーションに合わせ、解説文を以下に変更。 （修正前） Q. 本制度の活用にあたって、伝えたいことは何ですか？ ↓ （修正後） Q. 本制度の活用にあたって、伝えたいことはありますか？

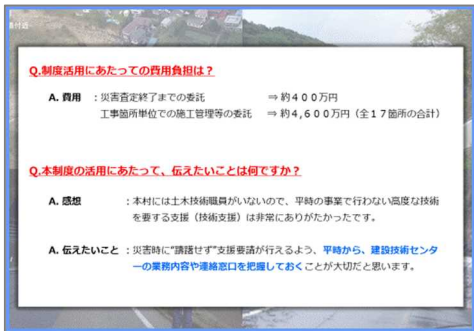
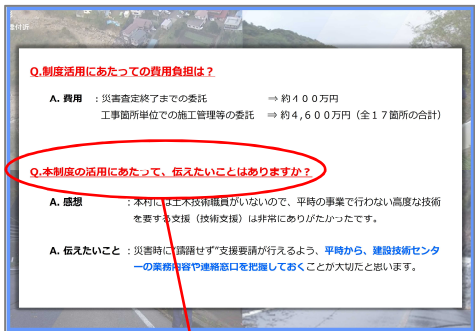
	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
10	 テックフォース。	 変更なし 「CM方式の導入による工事監督等の発注者支援」 ↓ 「CM方式の導入による発注者の体制を補完」 へ変更。
11	 テックフォースとは、大規模災害が発生又は発生するおそれのある場合に国土交通省職員を現地に派遣し、被災市町村が行う被災状況の把握、被害の拡大防止、早期復旧等に対する技術的な支援を行う制度です。	 変更なし ・ナレーションやガイドラインP7の修正に合わせ、解説文を以下に変更。 (修正前) 職員の派遣に掛かる費用を・・・ ↓ (修正後) 被災状況の把握等にかかる費用を・・・
12	 テックフォースやリエゾンとは、地方整備局の業務として職員が派遣されますので、職員派遣等にかかる費用を派遣先の市町村に求めることはありません。なお、テックフォースの派遣は被災市町村からの要請が基本となります。リエゾンや最寄りの国土交通省の事務所へ支援要請を行ってください。	 テックフォースやリエゾンは、地方整備局の業務として職員が派遣されますので、被災状況の把握等にかかる費用を派遣先の市町村に求めることはありません。なお、テックフォースの派遣は被災市町村からの要請が基本となります。リエゾンや最寄りの国土交通省の事務所へ支援要請を行ってください。

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
13	活用事例の紹介です。 熊本県球磨村では令和2年7月豪雨により甚大な被害が発生しました。当時の土木関係部署の職員は8名であり、ほぼ全ての集落が孤立状態となったため、発災直後から道路啓開作業だけで手一杯の状況でした。	変更なし （動画データ：『22人』→『8人』に修正）
14	どのタイミングで支援制度の活用を決定し、どのように支援要請を行いましたか。 球磨村に派遣された国土交通省リエゾンから、テックフォースによる被災調査支援の紹介がありましたので、そのリエゾンを通して要請をお願いしました。 具体的な支援内容、支援期間は。 約1ヶ月の間、延べ約1600名ものテックフォース隊員から支援を受け、公共土木施設の被災箇所調査を主に行っていただきました。	変更なし

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
15	TEC-FORCEの活用事例（熊本県球磨村） Q. 制度活用にあたっての費用負担は？ A. 費用：職員派遣にかかる費用の負担はありませんでした。 Q. 本制度の活用にあたって、伝えたいことは何ですか？ A. 感想：道路啓開作業で手一杯のなか被災箇所調査を実施してもらい、非常に助かりました。 TEC-FORCEへ調査依頼を行う際、村内は停電していたので、調査に必要な道路台帳等の準備に手間どりました。受入側の事前準備の大切さを感じました。 A. 伝えたいこと：支援を要請する側も、支援内容を理解したり、受入体制を整えるなどの事前準備が大切だと思います（支援してほしいことを明確に伝えられるように！）。	TEC-FORCEの活用事例（熊本県球磨村） Q. 制度活用にあたっての費用負担は？ A. 費用：職員派遣にかかる費用の負担はありませんでした。 Q. 本制度の活用にあたって、伝えたいことはありますか？ A. 感想：道路啓開作業で手一杯のなか被災箇所調査を実施してもらい、非常に助かりました。 TEC-FORCEへ調査依頼を行う際、村内は停電していたので、調査に必要な道路台帳等の準備に手間どりました。受入側の事前準備の大切さを感じました。 A. 伝えたいこと：支援を要請する側も、支援内容を理解したり、受入体制を整えるなどの事前準備が大切だと感じます（支援してほしいことを明確に伝えられるように！）。 変更なし ・ナレーションに合わせ、解説文を以下に変更。 （修正前） Q. 本制度の活用にあたって、伝えたいことは何ですか？ ↓ （修正後） Q. 本制度の活用にあたって、伝えたいことはありますか？
16	迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～被災地における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ ③：建設技術センター等による発注者支援 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】 建設技術センター等による発注者支援。	迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～被災地における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ ③：建設技術センター等による発注者支援 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】 変更なし 「CM方式の導入による工事監督等の発注者支援」 ↓ 「CM方式の導入による発注者の体制を補完」へ変更。

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
17	 ③：建設技術センター等による発注者支援 【制度概要】 - 各地域の建設技術センター等が、災害復旧事業に係る被災調査や査定設計書作成などの発注者支援を実施する制度のことで、 活用場面 - 被災箇所調査・応急復旧 - 査定書類準備・災害査定受検 - 復旧工事発注・工事監督 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】	 ③：建設技術センター等による発注者支援 【制度概要】 - 各地域の建設技術センター等が、災害復旧事業に係る被災調査や査定設計書作成などの発注者支援を実施する制度のことで、 活用場面 - 被災箇所調査・応急復旧 - 査定書類準備・災害査定受検 - 復旧工事発注・工事監督 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】
18	 ③：建設技術センター等による発注者支援 【費用負担】 - 支援内容に応じ、“無償となるもの・有償となるもの”がありますので、各地域の建設技術センター等に問合せを行い確認しておきましょう。 【制度活用のポイント】 Check! ～事前の確認が重要！～ - 各地域の建設技術センター等では、災害時の支援内容がどこでも同じではありません。このため、支援内容やその費用、また具体的な契約手続き等を、事前に確認しておくことが大切となります。 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】	 ③：建設技術センター等による発注者支援 【費用負担】 - 支援内容に応じ、“無償となるもの・有償となるもの”がありますので、各地域の建設技術センター等に問合せを行い確認しておきましょう。 【制度活用のポイント】 Check! ～事前の確認が重要！～ - 各地域の建設技術センター等では、災害時の支援内容がどこでも同じではありません。このため、支援内容やその費用、また具体的な契約手続き等を、事前に確認しておくことが大切となります。 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
19	 活用事例の紹介です。 群馬県嬭恋村では、令和元年東日本台風で甚大な被害が発生しました。当時の土木関係部署の職員数は15名であり、公共土木災に加え、農災への対応も必要であり手一杯の状況でした。	 変更なし
20	 どのタイミングで支援制度の活用を決定し、どのように支援要請を行いましたか。 村内の被害状況が明らかになりつつあった、発災から約1週間後に支援要請を行いました。まずは、建設課長から建設技術センターの理事長へ電話連絡を行い、後日改めて正式文書を送付しました。 具体的な支援内容、支援期間は、災害査定終了までの様々な作業支援を業務として委託しています。 また、実施設計書の作成や積算、施工管理の支援についても、17の工事箇所単位で業務委託を行っています。 それぞれの期間は、査定終了までの作業支援が約2か月、工事箇所単位の施工管理支援が約2年半となります。	 変更なし （動画データ：『・・・建設技術センターの理事長へ・・・』を追加）

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
21	 どの程度の費用が発生しましたか。 査定終了までの作業支援が約400万円、工事箇所の施工管理支援が約4,600万円でした。 この制度を活用してみて、伝えたいことはありますか。 嬭恋村には土木技術職員がいないので、平時の事業で行わない、高度な技術を要する復旧事業への支援は非常にありがたかったです。災害時に“躊躇せず”支援要請が行えるよう、平時から、建設技術センターの業務内容や連絡窓口を把握しておくことが大切だと思います。	 変更なし ・ナレーションに合わせ、解説文を以下に変更。 (修正前) Q. 本制度の活用にあたって、伝えたいことは何ですか？ ↓ (修正後) Q. 本制度の活用にあたって、伝えたいことはありますか？

Part③【後編】：災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
1	迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて。 パート③。災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう、後編。	変更なし
2	災害査定官による災害緊急調査。	変更なし 「CM方式の導入による工事監督等の発注者支援」 ↓ 「CM方式の導入による発注者の体制を補完」 へ変更。
3	大規模な災害の場合に、都道府県の要請等により、国土交通省本省の災害査定官を現地に派遣し、被災箇所調査・応急復旧の場面面で活用できます。	変更なし

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
4	迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～関係者に共有する災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ ガイドライン P.17 ④：災害査定官による災害緊急調査 【費用負担】 ● 公務で対応するため、派遣に掛かる費用を被災市町村に求めることはありません。 【制度活用のポイント】 Check! ～主に県施設の被災が対象～ ● 主に県施設の被災を対象とした支援制度となります。具体的な対策方法や負担法の適用等に悩んだら、国土交通省水管理・国土保全局防災課（電話：03-5253-8458）や都道府県へお問合せください。 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】	迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～関係者に共有する災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ ガイドライン P.17 ④：災害査定官による災害緊急調査 【費用負担】 ● 公務で対応するため、派遣等に掛かる費用を被災市町村に求めることはありません。 【制度活用のポイント】 Check! ～主に県施設の被災が対象～ ● 主に県施設の被災を対象とした支援制度となります。具体的な対策方法や負担法の適用等に悩んだら、国土交通省水管理・国土保全局防災課（電話：03-5253-8458）や都道府県へお問合せください。 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】
5	災害査定官による災害緊急調査の活用事例（山形県） 8/9～8/10で実施 ➢ 対象災害：令和4年8月3日からの大雨 ➢ 災害緊急調査の実施箇所：国道121号、大巻橋（山形県管理施設） 一級河川秋生川、小白川（"） 上屋敷橋（米沢市管理施設） 公園2号橋（川西町管理施設）	災害査定官による災害緊急調査の活用事例（山形県） 8/9～8/10で実施 ➢ 対象災害：令和4年8月3日からの大雨 ➢ 災害緊急調査の実施箇所：国道121号、大巻橋（山形県管理施設） 一級河川秋生川、小白川（"） 上屋敷橋（米沢市管理施設） 公園2号橋（川西町管理施設）

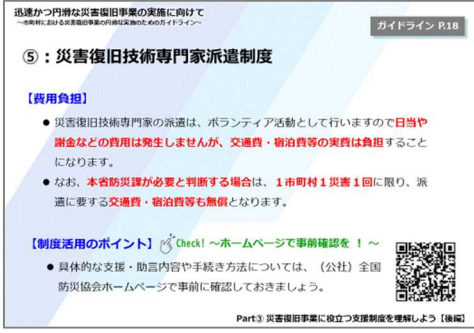
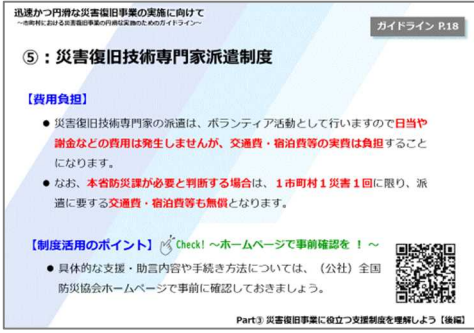
公務で対応するため、派遣等に掛かる費用を求めることはありません。本制度は県施設の被災を主な対象としていますが、市町村施設も合わせて調査対象とすることが可能です。具体的な対策方法や負担法の適用等、災害復旧で悩んだ場合は、国土交通省水管理・国土保全局防災課や都道府県へお問合せください。

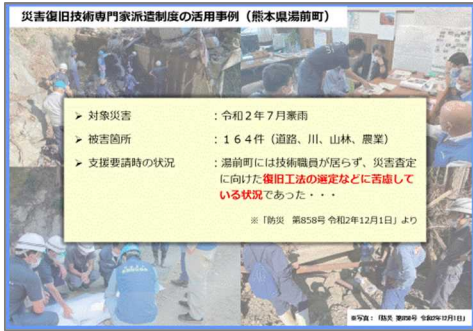
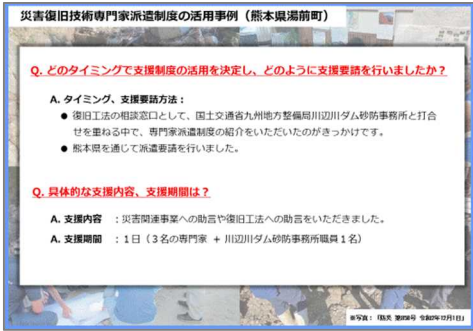
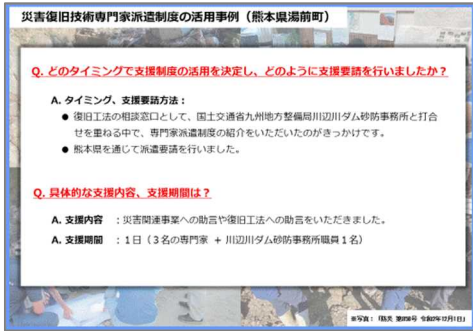
変更なし

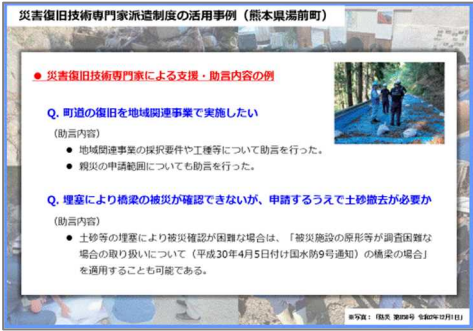
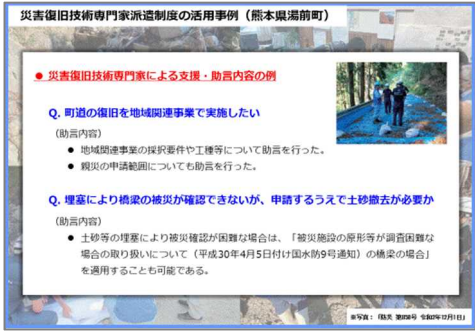
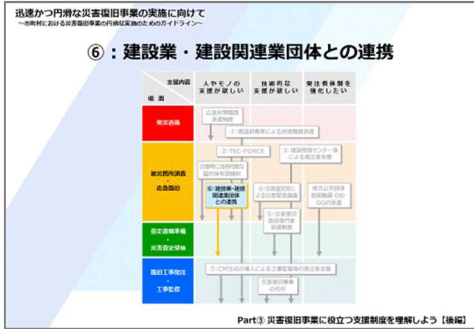
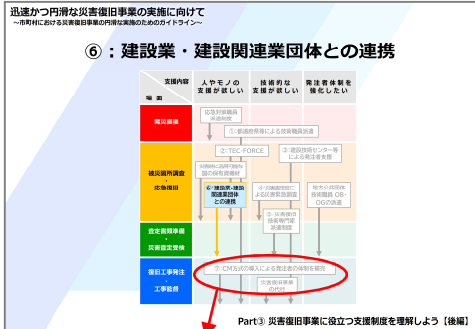
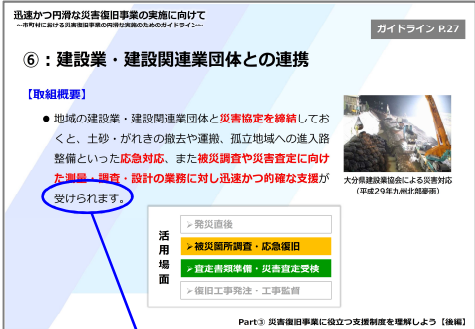
活用事例の紹介です。
令和4年8月3日からの大雨により被災した山形県からの要請により、8月9日から8月10日の2日間、災害査定官を派遣し、緊急調査を実施しました。実施箇所は、山形県が管理する国道や橋梁、一級河川のほか、市町が管理する橋梁で、それぞれの現場で被災状況を確認し、復旧に向けた助言を個別に実施しています。

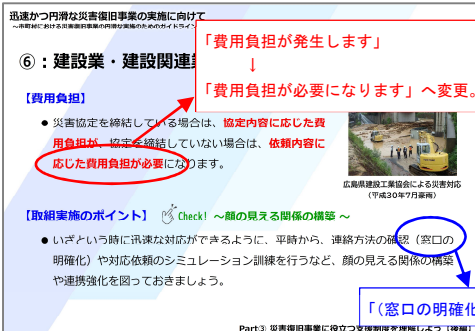
変更なし

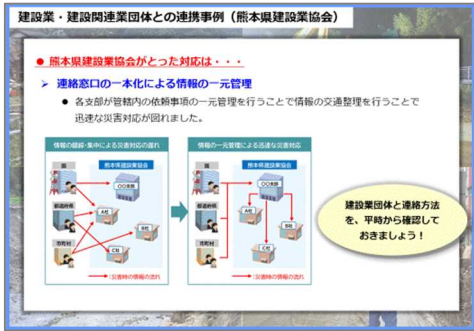
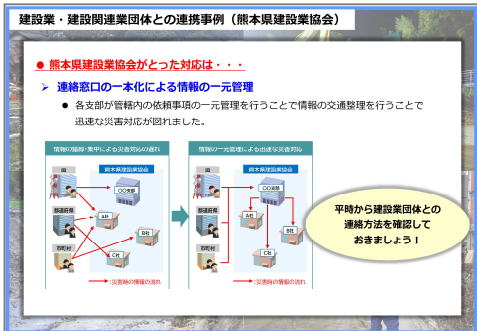
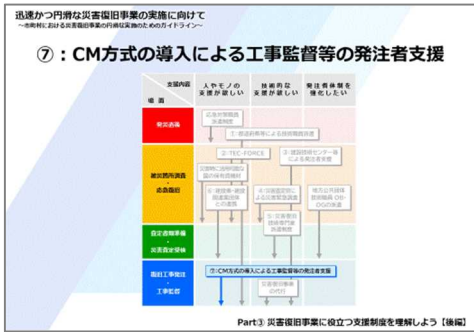
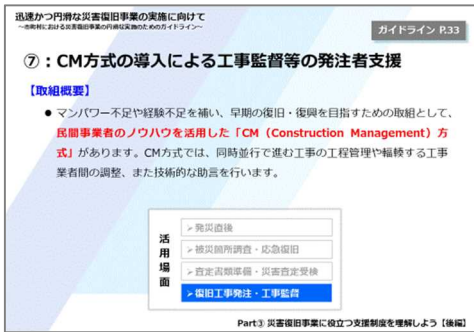
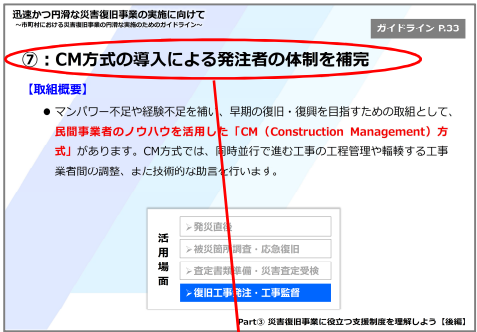
	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
6	災害査定官による助言内容を紹介しします。 道路の被災箇所では、路線の重要性から早期に交通確保を図るための仮道が必要であったため、山側に仮橋を設置し確保する方法や、本復旧方法の検討に向けた留意事項について助言を行いました。 河川の被災箇所では、被災施設の復旧だけでは無く、被災要因を除去するための対策など、河川全体の対策を踏まえた復旧工法の検討や、改良復旧の活用を検討するために必要となることについて助言を行っています。 また、橋梁については、残存部材の健全度評価の必要性や、落橋により河積阻害のおそれがある部分の撤去に対する査定前着工の適用について助言を行っています。	災害査定官による災害緊急調査の活用事例（山形県） ● 災害査定官による助言内容の例 【道路】 ● 山側に仮橋を設置し、早期の交通確保を図ること。 ● 本復旧については、橋梁形式を含めて検討を実施すること。 【河川】 ● 被災要因除去のため、上流部の不安定土砂の対策を踏まえ復旧工法を検討すること。 ● 被災流量など改良復旧に必要な諸元等を整理し、改めて協議を行う。 【橋梁】 ● 橋梁の残存部材については、健全度評価を実施すること。 ● 落橋により河積阻害のおそれがある部分の撤去等については、査定前着工の適用を検討すること。 変更なし ・ナレーションに合わせ、解説文を以下に変更。 （修正前） ● 橋梁の残存部材については、健全度評価を実施すること。 ● 落橋により河積阻害のおそれがある部材の撤去等については、査定前着工も視野に入れて実施すること。 ↓ （修正後） ● 橋梁の残存部材に対する健全度評価の必要性を検討すること。 ● 落橋による河積阻害のおそれがある部材の撤去等については、査定前着工の適用を検討すること。
7	災害復旧技術専門家派遣制度。	迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～被災地における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～ ⑤：災害復旧技術専門家派遣制度 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】 変更なし 「CM方式の導入による工事監督等の発注者支援」 ↓ 「CM方式の導入による発注者の体制を補完」 へ変更。

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
8	 全国防災協会が認定・登録した、災害復旧事業に関する高度な技術的知見を有する技術者を、技術的な支援・助言を目的として被災市町村へ派遣する制度のことです。 活用場面 - 被災箇所調査・応急復旧 - 査定書類準備・災害査定受検 - 復旧工事発注・工事監督 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】	 変更なし
9	 災害復旧技術専門家の派遣は、ボランティア活動として行いますので、日当や謝金などの費用は発生しませんが、交通費・宿泊費等の実費は負担することになります。なお、本省防災課が必要と判断する場合は、1市町村1災害1回に限り、派遣に要する交通費・宿泊費等も無償となります。 【制度活用のポイント】 Check! ～ホームページで事前確認を！～ 具体的な支援・助言内容や手続き方法については、（公社）全国防災協会ホームページで事前に確認しておきましょう。 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】	 変更なし （動画データ：『本省防災課が必要と判断する場合は、1市町村1災害1回に限り、派遣に要する交通費・宿泊費等も無償となります』を追加）

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
10	 活用事例の紹介です。 熊本県湯前町では、令和2年7月豪雨により甚大な被害が発生しました。湯前町には技術職員が居らず、災害査定に向けた復旧工法の選定などに苦慮していました。	 変更なし
11	 どのタイミングで支援制度の活用を決定し、どのように支援要請を行いましたか。 国土交通省の川辺川ダム砂防事務所と復旧工法について打合せを重ねる中で、専門家派遣制度の紹介をいただいたのがきっかけとなります。その後、熊本県を通じて派遣要請を行いました。 具体的な支援内容、支援期間は。 支援内容として、災害関連事業への助言や復旧工法への助言をいただきました。 支援期間は、1日となります。	 どのタイミングで支援制度の活用を決定し、どのように支援要請を行いましたか。 国土交通省の川辺川ダム砂防事務所と復旧工法について打合せを重ねる中で、専門家派遣制度の紹介をいただいたのがきっかけとなります。その後、熊本県を通じて派遣要請を行いました。 具体的な支援内容、支援期間は。 支援内容として、災害関連事業への助言や復旧工法への助言をいただきました。 支援期間は、1日 でした。

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
12	 ● 災害復旧技術専門家による支援・助言内容の例 Q. 町道の復旧を地域関連事業で実施したい (助言内容) ● 地域関連事業の採択要件や工種等について助言を行った。 ● 親災の申請範囲についても助言を行った。 Q. 埋塞により橋梁の被災が確認できないが、申請するうえで土砂撤去が必要か (助言内容) ● 土砂等の埋塞により被災確認が困難な場合は、「被災施設の原形等が調査困難な場合の取り扱いについて（平成30年4月5日付け国水防9号通知）の橋梁の場合」を適用することも可能である。	 ● 災害復旧技術専門家による支援・助言内容の例 Q. 町道の復旧を地域関連事業で実施したい (助言内容) ● 地域関連事業の採択要件や工種等について助言を行った。 ● 親災の申請範囲についても助言を行った。 Q. 埋塞により橋梁の被災が確認できないが、申請するうえで土砂撤去が必要か (助言内容) ● 土砂等の埋塞により被災確認が困難な場合は、「被災施設の原形等が調査困難な場合の取り扱いについて（平成30年4月5日付け国水防9号通知）の橋梁の場合」を適用することも可能である。
13	 ⑥：建設業・建設関連業団体との連携 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】	 ⑥：建設業・建設関連業団体との連携 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】 「CM方式の導入による工事監督等の発注者支援」 ↓ 「CM方式の導入による発注者の体制を補完」 へ変更。
14	 ⑥：建設業・建設関連業団体との連携 【取組概要】 ● 地域の建設業・建設関連業団体と災害協定を締結しておく、土砂・がれきの撤去や運搬、孤立地域への進入路整備といった応急対応、また被災調査や災害査定に向けた測量・調査・設計の業務に対し迅速かつ的確な支援が受けられます。 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】	 ⑥：建設業・建設関連業団体との連携 【取組概要】 ● 地域の建設業・建設関連業団体と災害協定を締結しておく、土砂・がれきの撤去や運搬、孤立地域への進入路整備といった応急対応、また被災調査や災害査定に向けた測量・調査・設計の業務に対し迅速かつ的確な支援が受けられます。 Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】 「受けられます。」 → 「受けられます。」へ修正

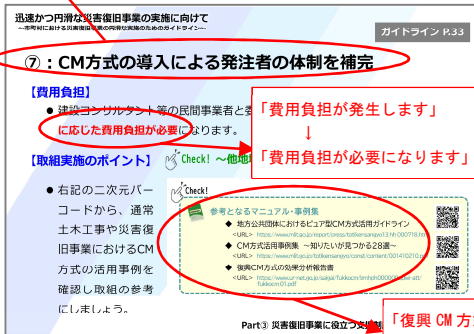
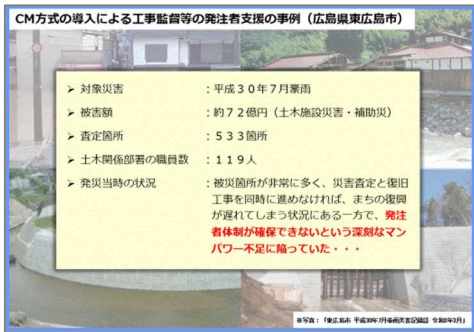
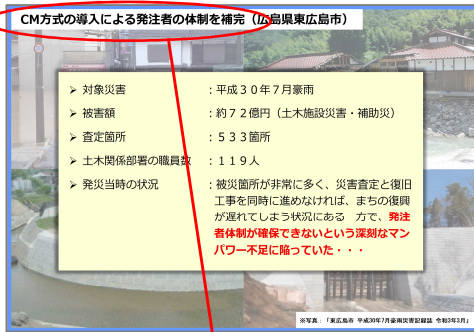
	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
15	 費用負担については、災害協定を締結している場合は協定内容に応じた費用負担が、協定を締結していない場合は依頼内容に応じた費用負担が発生します。いざという時に迅速な対応ができるように、平時から、連絡方法の確認や対応依頼のシミュレーション訓練を行うなど、顔の見える関係を構築しておきましょう。	 費用負担については、災害協定を締結している場合は協定内容に応じた費用負担が、協定を締結していない場合は依頼内容に応じた費用負担が必要になります。いざという時に迅速な対応ができるように、平時から、連絡方法の確認や対応依頼のシミュレーション訓練を行うなど、顔の見える関係を構築しておきましょう。
16	 令和2年7月豪雨時の熊本県建設業協会の事例を紹介します。 発災直後より、国、県、市町村と協定を締結している各社に対し、それぞれの機関から災害対応の依頼がありました。 しかし、「同様の依頼が異なる担当者から複数回ある」、「一旦受理した依頼事項がその後のやり取りで途絶える」、「特定の会社へ依頼が集中する」など、対応依頼が錯綜・集中し、現場では混乱が生じていました。	 変更なし

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
17	 そこで、熊本県建設業協会は、情報の一元管理を行うことを国、県、市町村に申し入れ、情報の交通整理を行いました。 初動対応において“正確で整理された情報”は非常に重要となります。迅速な対応を図るうえでも、建設業団体との連絡方法を平時から確認しておくとともに、管内の国、県、市町村でも連携し、協力体制を構築しておくことが大切です。	 変更なし
18	 CM方式の導入による工事監督等の発注者支援。	 「CM方式の導入による工事監督等の発注者支援」 ↓ 「CM方式の導入による発注者の体制を補完」 へ変更 「CM方式の導入による工事監督等の発注者支援」 ↓ 「CM方式の導入による発注者の体制を補完」 へ変更。 CM方式の導入による発注者の体制を補完。
19	 マンパワーや経験の不足を補い、早期の復旧・復興を目指すための取組として、民間事業者のノウハウを活用した「CM方式」があります。CM方式は、工事の工程管理や輻輳する工事業業者間の調整、また災害復旧に対する技術的な助言を行うもので、『復旧工事発注・工事監督』の場面で活用できます。	 変更なし 「CM方式の導入による工事監督等の発注者支援」 ↓ 「CM方式の導入による発注者の体制を補完」 へ変更

「CM方式の導入による工事監督等の発注者支援」



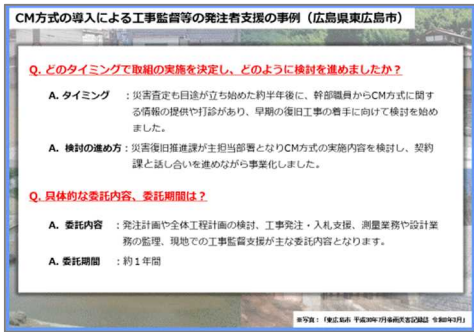
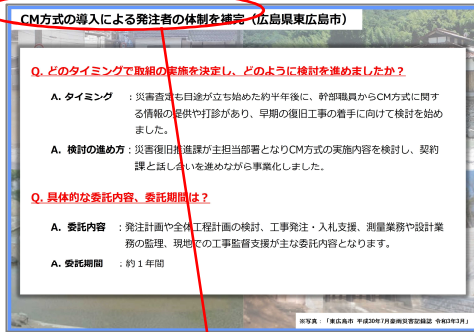
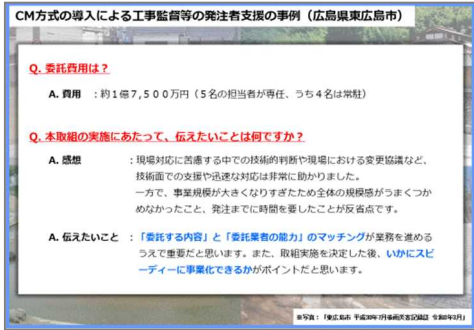
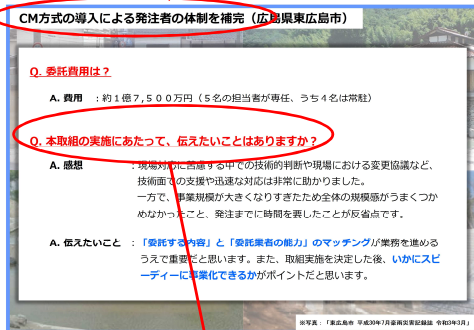
「CM方式の導入による発注者の体制を補完」
へ変更

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
20		
21		

活用事例の紹介です。
広島県東広島市は、平成30年7月豪雨により、広範囲で甚大な被害が発生しました。被災箇所が非常に多いため、災害査定と復旧工事を同時に進めなければまちの復興が遅れてしまう状況にありながら、発注者の体制が確保できないという深刻なマンパワー不足に陥っていました。

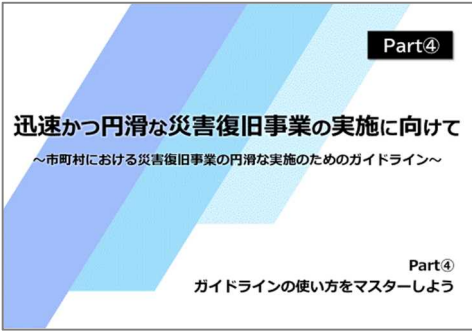
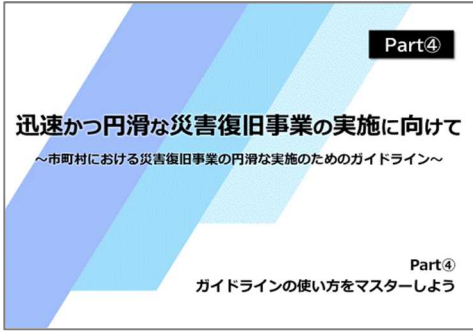
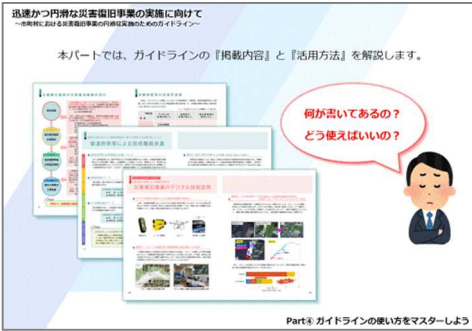
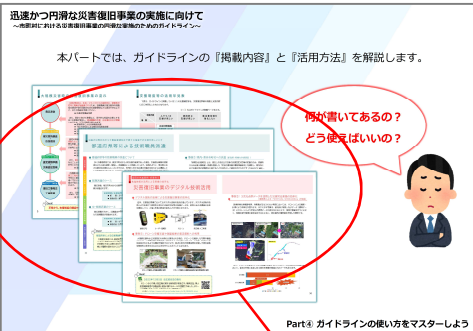
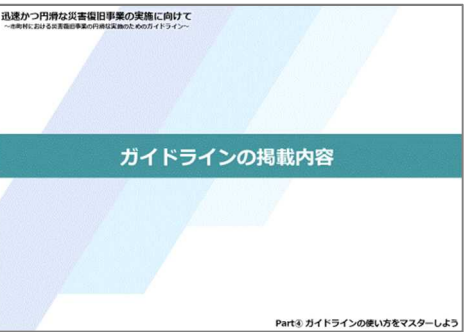
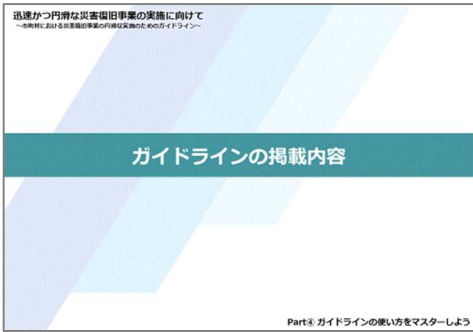
変更なし

「CM方式の導入による工事監督等の発注者支援」
↓
「CM方式の導入による発注者の体制を補完」
へ変更

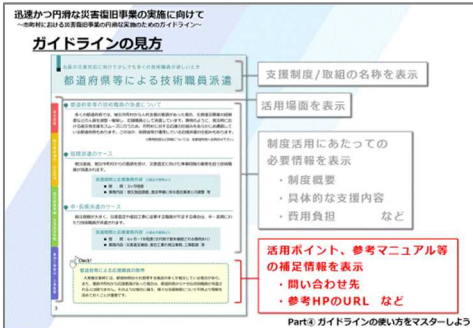
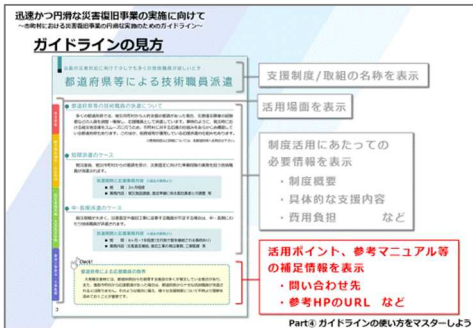
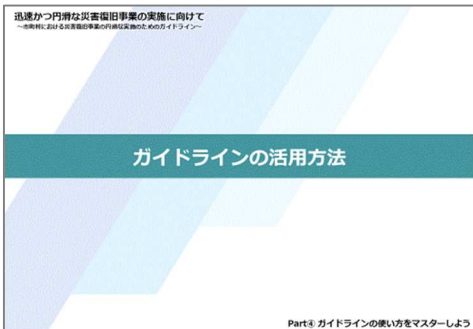
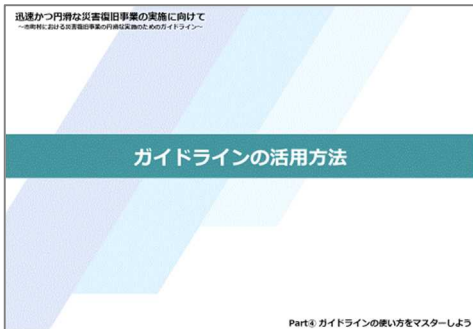
	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
22	 どのタイミングで取組の実施を決定し、どのように検討を進めましたか。 災害査定も目途が立ち始めた約半年後に、CM方式に関する情報の提供や打診があり、早期の復旧工事の着手に向けて検討を始めました。 災害復旧推進課が主担当部署となり CM方式の実施内容を検討し、契約課と話し合いを進めながら事業化しました。 具体的な委託内容や委託期間は。 発注計画や全体工程計画の検討、工事発注・入札支援、測量業務や設計業務の監理、現地での工事監督支援が主な委託内容となります。 委託期間は約1年間でした。	 変更なし 「CM方式の導入による工事監督等の発注者支援」 ↓ 「CM方式の導入による発注者の体制を補完」 へ変更 「CM方式の導入による工事監督等の発注者支援」 ↓ 「CM方式の導入による発注者の体制を補完」 へ変更
23	 委託費用はどの程度でしたか。 1年間、5名の担当者が専任する形であったため、委託費用は約1億7500万円となりました。 この制度を活用してみて、伝えたいことはありますか。 現場対応に苦慮する中での技術的判断や現場における変更協議など、技術面での支援や迅速な対応は非常に助かりました。一方で、事業規模が大きくなりすぎたため全体の規模感がうまくつかめなかったこと、発注までに時間を要したことが反省点となります。 「委託する内容」と「委託業者の能力」のマッチングが、業務を進めるうえで重要だと感じました。また、CM方式の実施を決定した後、いかにスピーディーに事業化できるかがポイントだと思います。	 変更なし ・ナレーションに合わせ、解説文を以下に変更。 （修正前） Q. 本制度の活用にあたって、伝えたいことは何ですか？ ↓ （修正後） Q. 本制度の活用にあたって、伝えたいことはありますか？

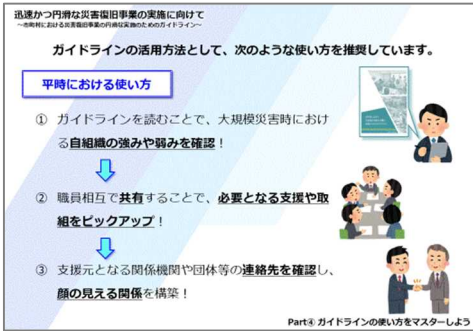
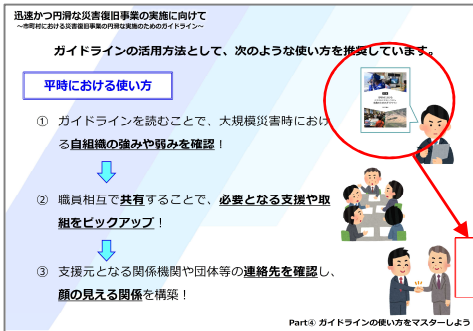
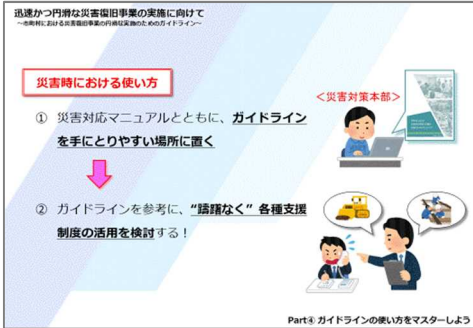
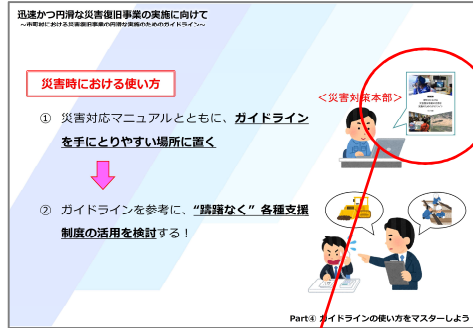
	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
24	続いて、パート②、もしくは、パート④の動画を視聴し学習しましょう。 なお、パート①からパート④までのすべての動画を視聴したあとは、学習した内容を忘れないためにも「振り返りテスト」を実施しましょう。	変更なし

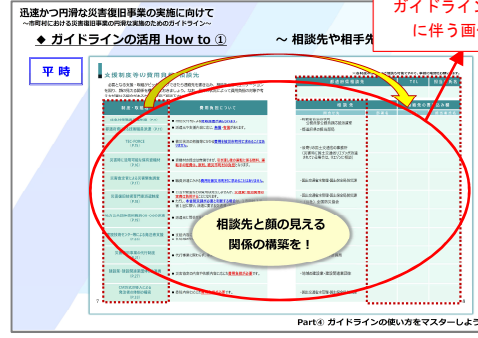
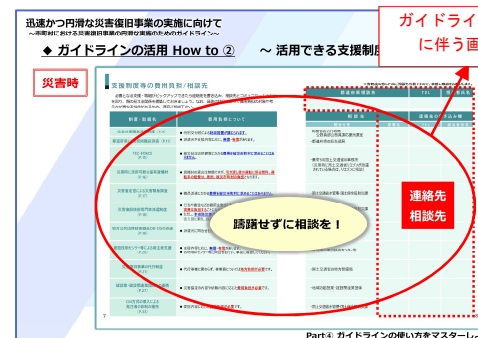
Part④：ガイドラインの使い方をマスターしよう

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
1	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて パート④。ガイドラインの使い方をマスターしよう	 変更なし
2	 本パートでは、ガイドラインの『掲載内容』と『活用方法』を解説します。 それでは研修を始めます。	 変更なし ガイドライン P5・P6、及び P29・30 の修正に伴う画像の貼り替え
3	 ガイドラインの掲載内容	 変更なし

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
4	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑化のためのガイドライン～ ● 目的：災害発生に備えた平時からの取組の充実・強化、災害対応力の底上げを図る ● 対象：主として災害対応マネジメントに従事する市町村職員 ● 内容：災害復旧事業に活用できる支援制度、参考となる取組、地域の先進事例をポイントを絞って紹介 ※国土交通省HPで公開しています 災害復旧 ガイドライン 検索 二次元バーコード PartⅡ ガイドラインの使い方をマスターしよう	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑化のためのガイドライン～ ● 目的：災害発生に備えた平時からの取組の充実・強化、災害対応力の底上げを図る ● 対象：主として災害対応マネジメントに従事する市町村職員 ● 内容：災害復旧事業に活用できる支援制度、参考となる取組、地域の先進事例をポイントを絞って紹介 ※国土交通省HPで公開しています 災害復旧 ガイドライン 検索 二次元バーコード PartⅡ ガイドラインの使い方をマスターしよう 変更なし
5	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑化のためのガイドライン～ 掲載している支援制度 ⇒ 9 個 目次 - 応急対策職員派遣制度 P.9 - 都道府県等による技術職員派遣 P.11 - TEC-FORCE P.15 - 災害時に活用可能な国の保有資機材 P.16 - 災害査定官による災害緊急調査 P.17 - 災害復旧専門家派遣制度 P.18 - 地方公共団体間連携COG-OGの活用への取り組み P.19 - 建設技術センター等による関係者支援 P.20 - 災害復旧事業の代行制度 P.21 - 大規模災害時の既発注工事・業務への対応 P.23 - 災害時の緊急度に応じた契約方式の選定 P.24 - 災害復旧工事の施工体制の確保 P.25 - 建設業・建設関連業団体との連携 P.27 - 災害復旧事業のデジタル技術活用 P.29 - 事業実施体制確保のための民間人材の活用 P.33 - 地方公共団体間連携COG-OGの活用への取り組み P.39 PartⅡ ガイドラインの使い方をマスターしよう	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑化のためのガイドライン～ 掲載している支援制度 ⇒ 9 個 目次 - 応急対策職員派遣制度 P.9 - 都道府県等による技術職員派遣 P.11 - TEC-FORCE P.15 - 災害時に活用可能な国の保有資機材 P.16 - 災害査定官による災害緊急調査 P.17 - 災害復旧専門家派遣制度 P.18 - 地方公共団体間連携COG-OGの活用への取り組み P.19 - 建設技術センター等による関係者支援 P.20 - 災害復旧事業の代行制度 P.21 - 大規模災害時の既発注工事・業務への対応 P.23 - 災害時の緊急度に応じた契約方式の選定 P.24 - 災害復旧工事の施工体制の確保 P.25 - 建設業・建設関連業団体との連携 P.27 - 災害復旧事業のデジタル技術活用 P.29 - 事業実施体制確保のための民間人材の活用 P.33 - 地方公共団体間連携COG-OGの活用への取り組み P.39 PartⅡ ガイドラインの使い方をマスターしよう
6	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑化のためのガイドライン～ 参考となる取組 ⇒ 4 個 目次 - 応急対策職員派遣制度 P.9 - 都道府県等による技術職員派遣 P.11 - TEC-FORCE P.15 - 災害時に活用可能な国の保有資機材 P.16 - 災害査定官による災害緊急調査 P.17 - 災害復旧専門家派遣制度 P.18 - 地方公共団体間連携COG-OGの活用への取り組み P.19 - 建設技術センター等による関係者支援 P.20 - 災害復旧事業の代行制度 P.21 - 大規模災害時の既発注工事・業務への対応 P.23 - 災害時の緊急度に応じた契約方式の選定 P.24 - 災害復旧工事の施工体制の確保 P.25 - 建設業・建設関連業団体との連携 P.27 - 災害復旧事業のデジタル技術活用 P.29 - 事業実施体制確保のための民間人材の活用 P.33 - 地方公共団体間連携COG-OGの活用への取り組み P.39 PartⅡ ガイドラインの使い方をマスターしよう	 迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑化のためのガイドライン～ 参考となる取組 ⇒ 4 個 目次 - 応急対策職員派遣制度 P.9 - 都道府県等による技術職員派遣 P.11 - TEC-FORCE P.15 - 災害時に活用可能な国の保有資機材 P.16 - 災害査定官による災害緊急調査 P.17 - 災害復旧専門家派遣制度 P.18 - 地方公共団体間連携COG-OGの活用への取り組み P.19 - 建設技術センター等による関係者支援 P.20 - 災害復旧事業の代行制度 P.21 - 大規模災害時の既発注工事・業務への対応 P.23 - 災害時の緊急度に応じた契約方式の選定 P.24 - 災害復旧工事の施工体制の確保 P.25 - 建設業・建設関連業団体との連携 P.27 - 災害復旧事業のデジタル技術活用 P.29 - 事業実施体制確保のための民間人材の活用 P.33 - 地方公共団体間連携COG-OGの活用への取り組み P.39 PartⅡ ガイドラインの使い方をマスターしよう 変更なし

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
7	 また、地域の先進事例として、災害復旧事業へのデジタル技術の活用や民間人材の活用を掲載しています。	 変更なし
8	 次に、ガイドラインの見方を説明します。 ページの上段に支援制度や取組の名称を表示しています。 ページ左側のタブは、支援制度や取組の活用場面を示しており、活用できる場面を着色しています。表示している制度は、全てのタブが着色されているので、全ての場面で活用できることを示しています。 そして、ページ中央には、制度概要、具体的な支援内容、費用負担など、活用するための必要な情報を記載しています。 さらに、ページ下段には、問い合わせ先や参考となるホームページの URL などを記載しています。	 次に、ガイドラインの見方を説明します。 ページの上段に支援制度や取組の名称を表示しています。 ページ左側のインデックスは、支援制度や取組の活用場面を示しており、活用できる場面を着色しています。画面に表示している事例の場合は、全てのインデックスが着色されているので、発災直後から復旧工事発注・工事監督までの全ての場面で活用できることを示しています。 そして、ページ中央には、制度概要、具体的な支援内容、費用負担など、活用するための必要な情報を記載しています。 さらに、ページ下段には、問い合わせ先や参考となるホームページの URL などを記載しています。
9	 ガイドラインの活用方法	 変更なし

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
10	 ガイドラインの活用方法として、次のような使い方を推奨しています。 まずガイドラインを読むことで支援等のメニューを把握し、大規模災害が発生した時を想定しながら自組織の強みや弱みを確認しましょう。 その後、確認した強みや弱みを自組織の職員相互で共有し、必要となる支援や取組をピックアップします。 必要となる支援や取組がピックアップできたら、支援元となる関係機関や団体等の連絡先を確認し、ガイドラインに記入しておくとともに、緊急時に円滑な支援が受けれるよう、顔の見える関係を構築してください。	 ガイドラインの活用方法として、次のような使い方を推奨しています。 まずガイドラインを読むことで支援等のメニューを把握し、大規模災害が発生した時を想定しながら自組織の強みや弱みを確認しましょう。 その後、確認した強みや弱みを自組織の職員相互で共有し、必要となる支援や取組をピックアップします。 必要となる支援や取組がピックアップできたら、支援元となる関係機関や団体等の連絡先を確認し、ガイドラインに記入しておくとともに、緊急時に円滑な支援が受けられるよう、顔の見える関係を構築してください。
11	 次に災害発生時における使い方です。 いざ災害が発生した場合は、災害対策本部や自分のデスク周辺に、災害対応マニュアルとともにガイドラインを準備し、 ガイドラインを参考に、躊躇なく、各種支援制度の活用を検討してください。	変更なし 

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
12	 ここでは、ガイドラインの使い方の一例を紹介します。各自治体の状況にあった使い方を考えるうえで参考としてください。 画面に示すよう、ガイドラインの冒頭部分に「連絡先の書き込み表」があります。必要となる支援制度や取組がピックアップできたら、必ずこの表に連絡先を書き込むようにしましょう。	 ここでは、ガイドラインの使い方の一例を紹介します。各自治体の状況にあった使い方を考えるうえで参考としてください。 画面に示すよう、ガイドラインの冒頭部分に「連絡先や相談先の書き込み表」があります。必要となる支援制度や取組がピックアップできたら、この表に連絡先や相手先などを自由に書き込むようにしましょう。また、相談先とコミュニケーションを図り、顔の見える関係を構築することも大切となります。
13	 次に災害時についてですが、災害復旧事業を進める中で、マンパワー不足や技術的問題が発生したら、「大規模災害時の復旧事業の流れ」と「支援制度の活用早見表」ページを確認してください。この中から、活用できる支援制度等を検討し、平時に書き込んでおいた連絡先へ連絡しましょう。災害時に、迷っている時間はありません。躊躇なく相談することが大切です。	 次に災害時についてですが、災害復旧事業を進める中で、マンパワー不足や技術的問題が発生したら、「大規模災害時の復旧事業の流れ」と「支援制度の活用早見表」ページを確認してください。この中から、活用できる支援制度等を検討し、平時に書き込んでおいた連絡先や相談先へ連絡しましょう。災害時に、迷っている時間はありません。躊躇なく相談することが大切です。

	2/6_委員送付資料	委員意見を踏まえた変更
14	続いて、以下のパートを学習しましょう。 ➤ 災害復旧事業の各場面で発生する課題や活用できる支援制度を知りたい！ Part②：災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介 ➤ 災害復旧事業に役立つ支援制度の詳細や活用事例を知りたい！ Part③：災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう 4つのパートを学習した後は・・・ ➤ 学習した内容を忘れないために！ 振り返りテスト Part④: ガイドラインの使い方をマスターしよう 続いて、パート②、もしくは、パート③の動画を視聴し学習しましょう。 なお、パート①からパート④までのすべての動画を視聴したあとは、学習した内容を忘れないためにも「振り返りテスト」を実施しましょう。	続いて、以下のパートを学習しましょう。 ➤ 災害復旧事業の各場面で発生する課題や活用できる支援制度を知りたい！ Part②：災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介 ➤ 災害復旧事業に役立つ支援制度の詳細や活用事例を知りたい！ Part③：災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう 4つのパートを学習した後は・・・ ➤ 学習した内容を忘れないために！ 振り返りテスト Part④: ガイドラインの使い方をマスターしよう 変更なし

Part①

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて

～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

Part①

災害対応において市町村が抱える課題

本研修の目的

本研修は、令和4年5月に公表した「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」の内容について理解を深め、**ガイドラインを活用した平時からの取組の充実・強化**や**災害対応力の底上げを図る**ことを目的としています。

研修資料は、本編を含め4パートに分かれていますので、それぞれのパートを学習してください。また、研修内容を振り返るための“振り返りテスト”も実施し、疑問に思う箇所はガイドラインを見直すなど、災害復旧事業に関する理解を深めて下さい。

Part①：
災害対応に
おいて市町
村が抱える
課題

Part②：災害復旧事業における課題と活用できる
支援メニューの紹介

Part③：災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう

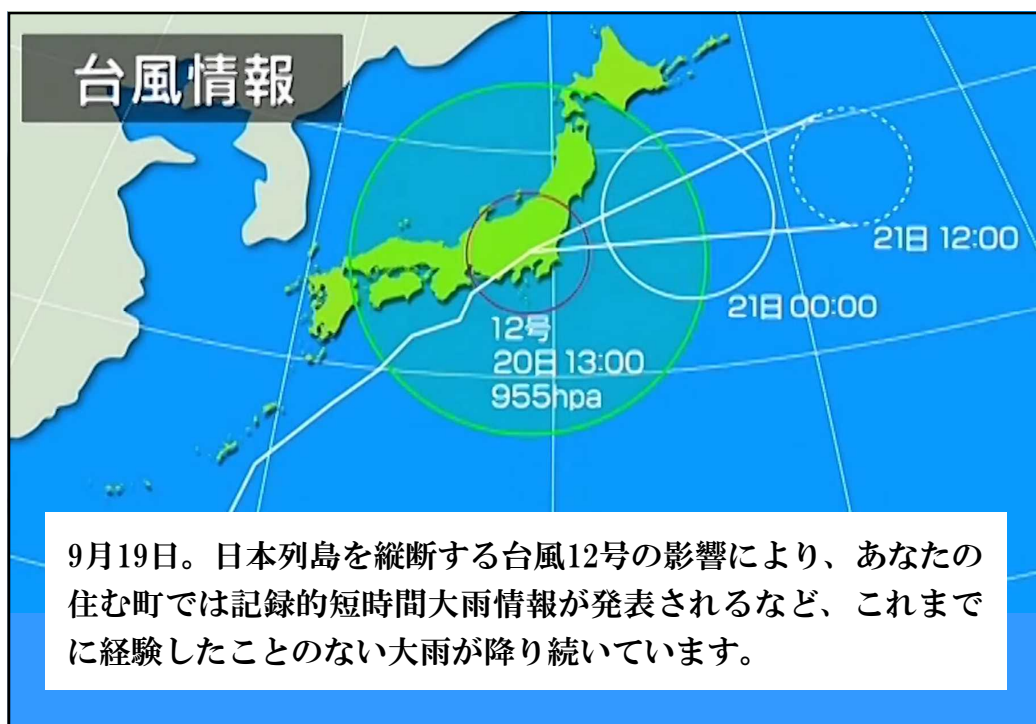
Part④：ガイドラインの使い方をマスターしよう

振り返り
テスト

災害対応において市町村が抱える課題

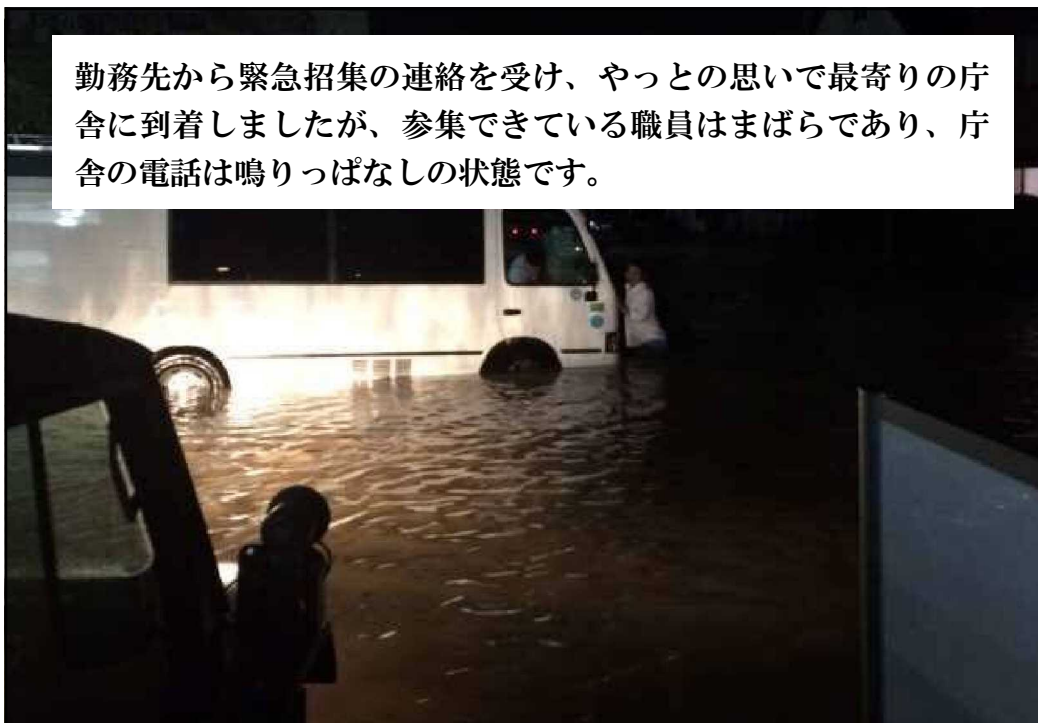


あなたの住む町でも起こりうることです。
あなたならどうしますか・・・





家の近くの道路は冠水し、地域内の大きな河川が溢れはじめるなど、まだまだ雨はやみそうにありません。



勤務先から緊急招集の連絡を受け、やっとの思いで最寄りの庁舎に到着しましたが、参集できている職員はまばらであり、庁舎の電話は鳴りっぱなしの状態です。

災害対応に携わるあなたは、この大規模災害に対してどのように対応しますか・・・。



写真：「第19回 都市防災推進セミナー、「熊本地震の行政対応、熊本市危機管理官 井上学」より

大規模災害を経験した被災自治体の声

CASE 1 : 庁舎内は混乱。掴めない被害の全容・・・

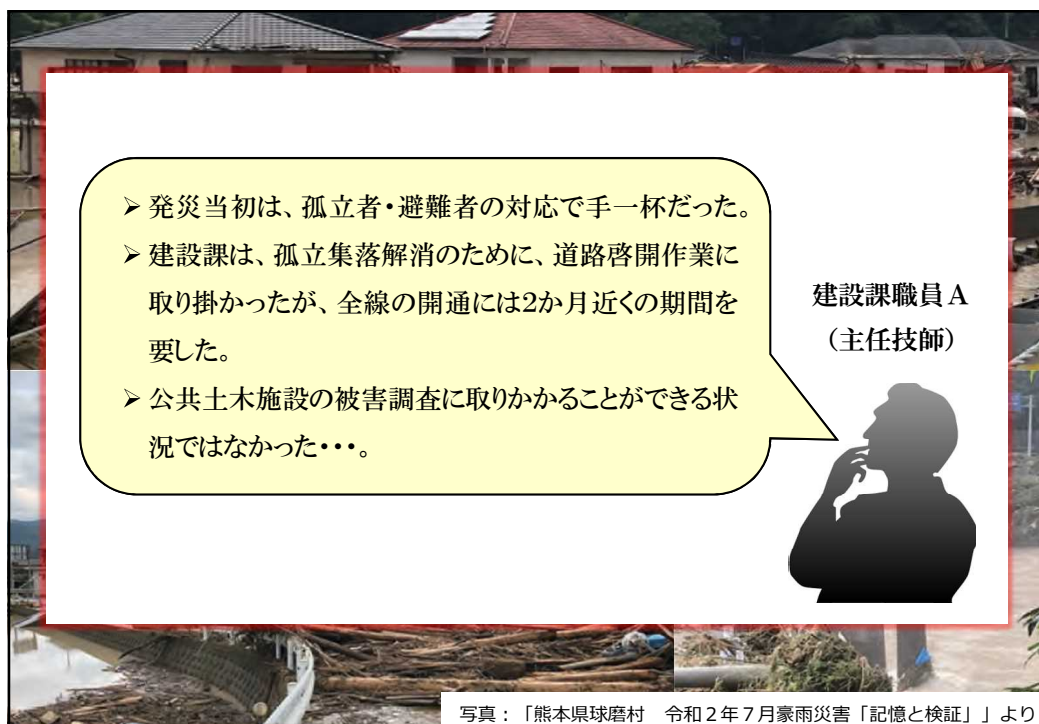
～ 熊本県球磨村 ～

令和2年7月豪雨で、熊本県球磨村は甚大な被害に見舞われました。



写真：「熊本県球磨村 令和2年7月豪雨災害「記憶と検証」」より





CASE 2 : マンパワー不足。疲弊していく職員・・・

～ 大分県九重町 ～

こちら令和2年7月豪雨で、甚大な被害に見舞われた大分県九重町の事例です。



写真：「広報ここのえ No.771,2020.8」より

町内の至る所で浸水被害や土砂災害が発生するとともに多くの農地で被害が発生しました。



写真：「広報ここのえ No.771,2020.8」より

このような中、限られた職員数で公共土木災のみならず、
農地災や林道災への迅速な対応に迫られました。

写真：「広報ここのえ No.771,2020.8」より

- 手あたり次第、付き合いのあるコンサルに連絡したが、なかなかコンサル確保ができなかった。
- 少ない自職員で多くの査定書類を準備するため、職員が疲弊し、調査・設計ミスが発生した。
- その中で、大分県からの支援職員の存在は心強かった。

建設課職員B
(グループリーダー)



写真：「広報ここのえ No.771,2020.8」より

CASE 3 : 進まない復旧工事。遅れるまちの復興・・・

～ 広島県東広島市 ～

こちらは平成30年7月豪雨における広島県東広島市の事例です。



写真：「東広島市 平成30年7月豪雨災害記録誌 令和3年3月」より

公共土木施設の被害が500件以上、農地・農業用施設、林道の被害が1000件以上と、被害箇所は膨大なものとなりました。

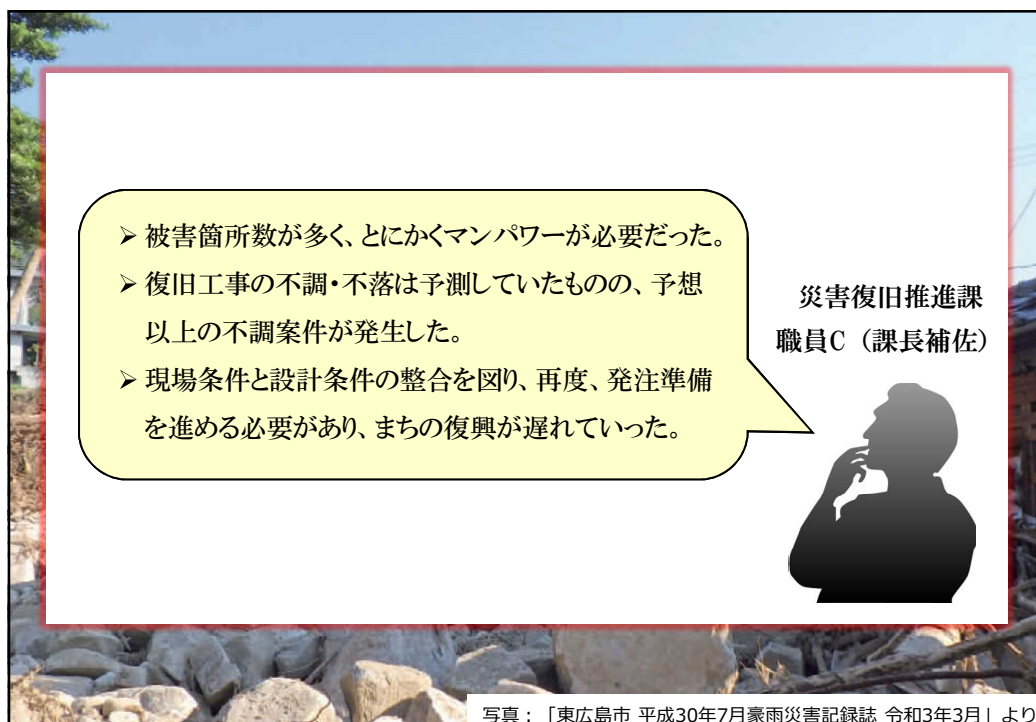


写真：「東広島市 平成30年7月豪雨災害記録誌 令和3年3月」より

このため災害査定への対応を進めつつ復旧工事にも着手しなければ、まちの復興が遅れるという問題を抱えていました。



写真：「東広島市 平成30年7月豪雨災害記録誌 令和3年3月」より



- 被災地域の1日も早い復旧・復興のためには、市町村が災害対応の初期段階から復旧が完了するまでの対応を着実に実施することが求められます



いざ大規模な災害が発生すると・・・

マンパワー不足

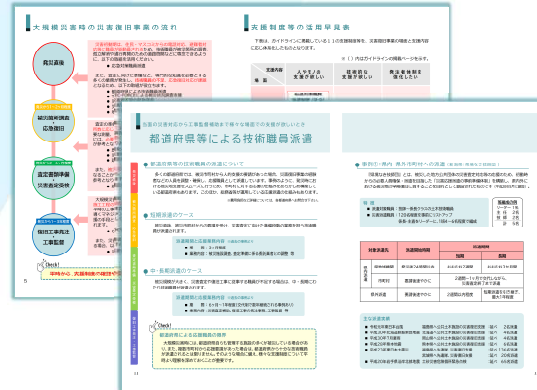
- 家屋・人的被害、避難者等への対応にあたるため、公共土木施設の被災調査が遅れる
- 公共災のみならず、農地災や林道災へも対応しなければならない
- 土木技術職員の不足、誰に支援を求めれば良いか・・・

経験不足

- 経験がないため、応急復旧の実施にあたって早期に意思決定ができない
- 災害復旧事業の経験がなく、査定資料についても何から作成して良いか分からない
- 技術的な判断を誰に相談して良いか分からない・・・

これら**災害復旧事業における課題を解決するためのサポート資料**として「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」を作成しました。

本研修では、**ガイドラインに掲載している内容についてポイントを絞って解説**していますので、研修を通して学んだことを、災害発生に備えた平時からの取組強化や災害対応力の向上に役立ててください。



以下のパートを学習しましょう。

- 災害復旧事業の各場面で発生する課題や活用できる支援制度を知りたい！

Part②：災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介

- 災害復旧事業に役立つ支援制度の詳細や活用事例を知りたい！

Part③：災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう

- ガイドラインの掲載内容や活用方法を知りたい！

Part④：ガイドラインの使い方をマスターしよう

Part②

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて

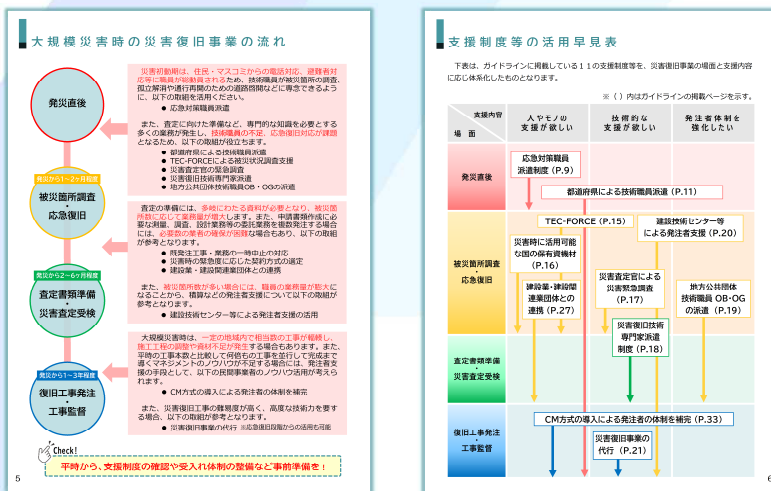
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

Part②

災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

本パートの学習内容は、ガイドラインの『P.5：大規模災害時の災害復旧事業の流れ』
と『P.6：支援制度等の活用早見表』に該当します。

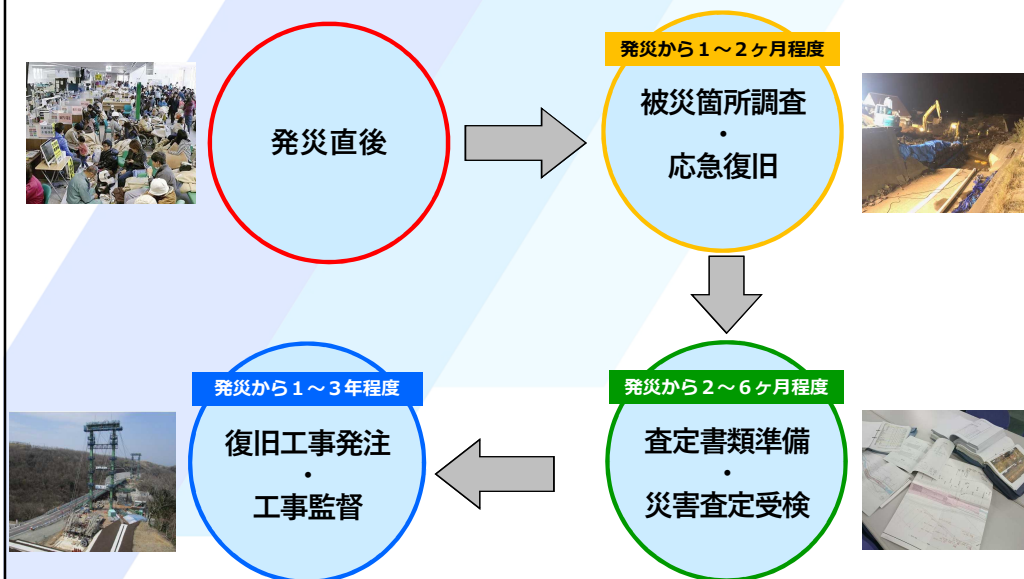


Part② 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介

災害復旧事業における課題と 活用できる支援メニューの紹介

Part② 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介

大規模災害時における災害復旧事業は4つの場面に分かります。



Part② 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介

「発災直後」の状況

Part② 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介

発災直後

【状況】

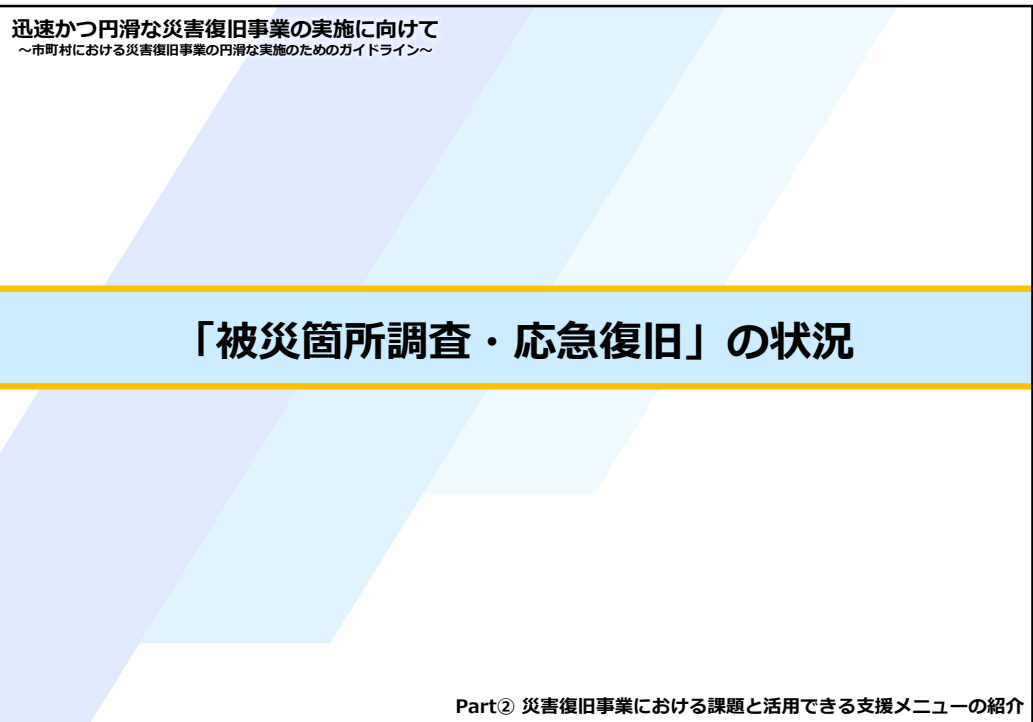
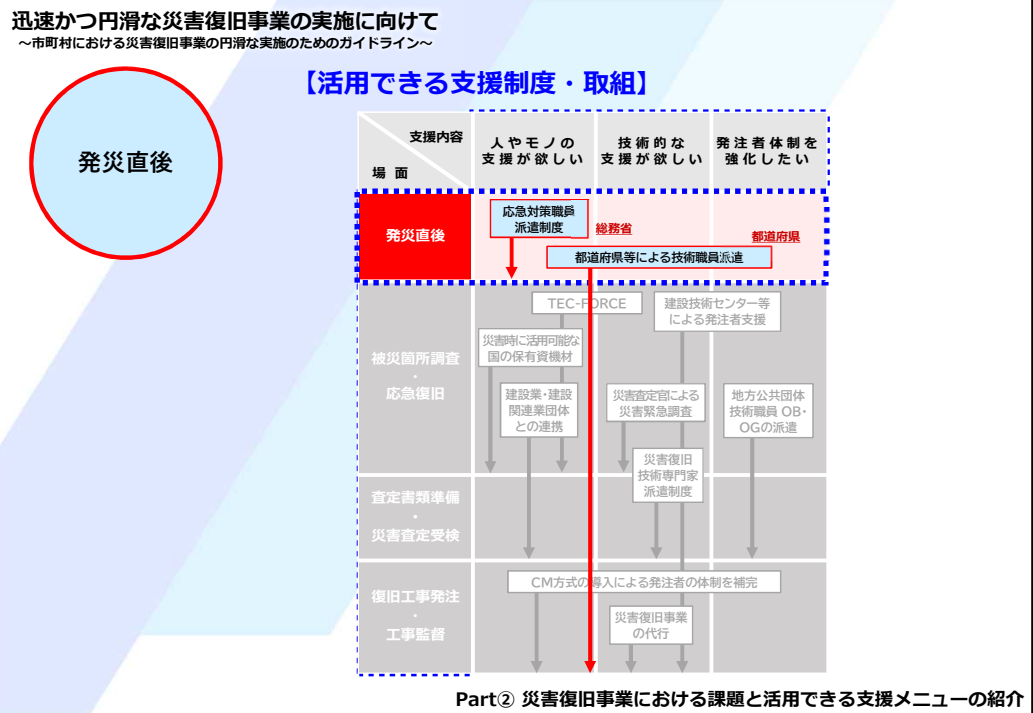
- 発災直後は、住民・マスコミ等からの**電話対応**や**避難者対応**、また**救助活動の支援等**に職員が**総動員**されます。



【発生する問題】

- 技術職員も電話対応や避難者対応を行う場合があり、被災箇所調査や道路啓開作業へ即座に取り掛かれず、**マンパワー不足**による復旧・復興の遅れが発生します。

Part② 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介



迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

発災から1～2ヶ月程度

被災箇所調査
・
応急復旧

【状況】

- 道路啓開や緊急排水等の応急復旧作業に加え、災害査定に向けた準備など**専門的な知識を必要とする多くの業務が発生**します。



【発生する問題】

- 応急復旧の実施に向け**技術的判断を速やかに行う必要があります**。
- 被災箇所調査等を行うための**マンパワーが不足するといった問題も発生**します。

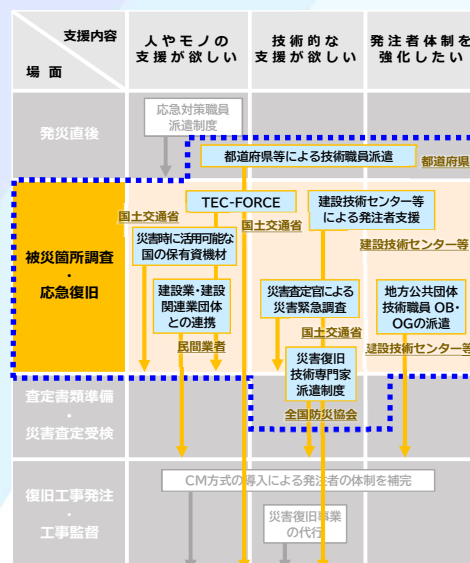
Part② 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

発災から1～2ヶ月程度

被災箇所調査
・
応急復旧

【活用できる支援制度・取組】



Part② 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介

「査定書類準備・災害査定受検」の状況

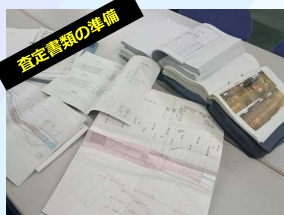
Part② 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介

発災から2～6ヶ月程度

査定書類準備
・
災害査定受検

【状況】

- 査定準備に向けた書類作成など、被災箇所数が多い場合は職員の業務量が膨大になります。



【発生する問題】

- 査定書類作成に必要な測量・調査・設計等の業務を委託する業者の確保が困難になります。
- 土木技術職員が不足する場合は、積算等の専門業務への対応の遅れが発生します。

Part② 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

発災から2～6ヶ月程度

査定書類準備
・
災害査定受検

【活用できる支援制度・取組】



Part② 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

「復旧工事発注・工事監督」の状況

Part② 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

発災から1～3年程度

復旧工事発注
・
工事監督

【状況】

- 平時の工事本数と比較して何倍もの工事が並行して進むため、被災地内で**相当数の工事が輻輳**します。



輻輳する復旧工事



複数現場の監督

【発生する問題】

- 複数工事が並行して進むため、**工事完成まで導くマネジメント力**が不足すると、まちの復興が遅れてしまいます。
- 災害復旧工事の難易度が高く、**高度な技術力が必要**となる場面も発生します。

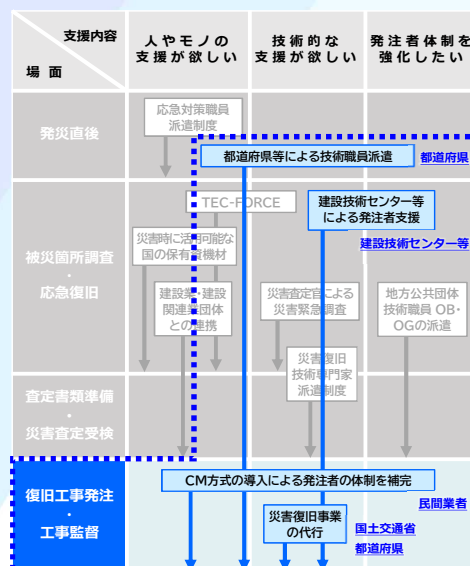
Part② 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

発災から1～3年程度

復旧工事発注
・
工事監督

【活用できる支援制度・取組】



Part② 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介

続いて、以下のパートを学習しましょう。

- 災害復旧事業に役立つ支援制度の詳細や活用事例を知りたい！

Part③：災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう

- ガイドラインの掲載内容や活用方法を知りたい！

Part④：ガイドラインの使い方をマスターしよう

4つのパートを学習した後は・・・

- 学習した内容を忘れないために！

振り返りテスト



Part② 災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介

Part③

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて

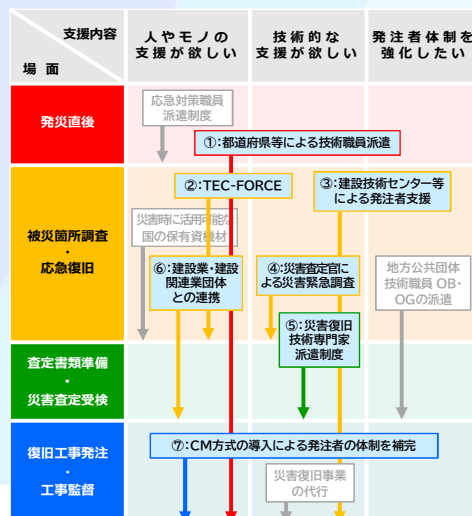
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

Part③

災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

本パートでは、災害復旧事業に役立つ**代表的な7つの支援制度や取組を解説**するとともに、**それらの活用事例を紹介**します。



Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

本パートは【前編】と【後編】に分かれています。

目次 前編 : 前編 後編 : 後編

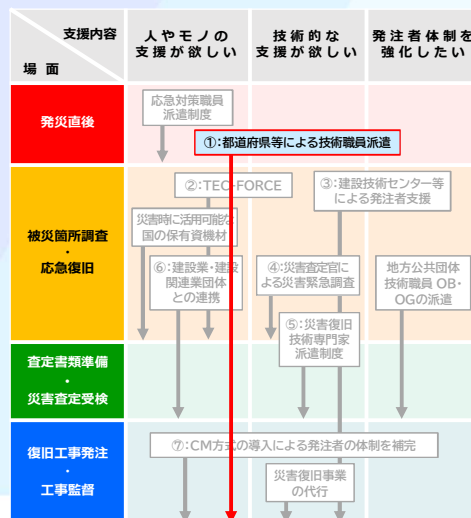
早期の災害対応体制の構築が必要とき	P.9
① 応急対策職員派遣制度	
② 当該の災害対応から工事監督補助まで様々な場面での支援が欲しいとき	P.11
③ 都道府県等による技術職員派遣	
④ 公土木施設の被害調査に全く手が回らないとき	P.15
⑤ TEC-FORCE	
所有する資機材ではとても間に合わないとき	P.16
⑥ 災害時に活用可能な国の保有資機材	
⑦ 被災施設や災害調査に向けてアドバイスが欲しいとき	P.17
⑧ 災害査定官による災害緊急調査	
⑨ 災害復旧業務に長年携わり制度を熟知した専門家のサポートが欲しいとき	P.18
⑩ 災害復旧技術専門家派遣制度	
災害対応の経験豊富な技術者からのサポートが欲しいとき	P.19
⑪ 地方公共団体技術職員OB・OGの派遣の仕組み	
⑫ 精算補助、工事監督補助など、発注者支援が必要とき	P.20
⑬ 建設技術センター等による発注者支援	

高度な技術力を要する工事や手に負えないとき	P.21
⑭ 災害復旧事業の代行制度	
当該の災害対応に必要な業者の確保が困難なとき	P.23
⑮ 大規模災害時の既発注工事・業務への対応	
災害時の緊急度に応じた契約方式の選定	P.24
⑯ 災害時の緊急度に応じた契約方式の選定	
多くの復旧工事を発注しなければならないとき	P.25
⑰ 災害復旧工事の施工体制の確保	
⑱ 被災初期段階の迅速な災害対応が求められるとき	P.27
⑲ 建設業・建設関連団体との連携	
⑳ 全国の先進事例・好事例 ① 先進技術の活用による事業の効率化	P.29
⑳ 災害復旧事業のデジタル技術活用	
㉑ 全国の先進事例・好事例 ② 民間事業者のノウハウを活用	P.33
㉒ 事業実施体制確保のための民間人材の活用	
・CM方式	
・事業促進PPP	
㉓ 全国の先進事例・好事例 ③ 技術者不足等の課題を解決	P.39
㉔ 市町村による相互支援組織の設立	

Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

①：都道府県等による技術職員派遣



Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】

①：都道府県等による技術職員派遣

【制度概要】

- 多くの都道府県では、被災市町村から要請があった場合、災害復旧事業の経験のある職員を応援職員として派遣します。
- 災害査定の準備までの支援となる「短期派遣ケース」や、災害査定や復旧工事を支援する「中・長期派遣ケース」があります。

活用 場 面	＞ 発災直後
	＞ 被災箇所調査・応急復旧
	＞ 査定書類準備・災害査定受検
	＞ 復旧工事発注・工事監督

Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】

①：都道府県等による技術職員派遣

【費用負担】

- 派遣の内容や取り扱いにより**無償・有償があります**ので、事前に都道府県の担当部署に確認しておきましょう。

【制度活用のポイント】 Check! ～ 都道府県による応援職員の限界 ～

- 大規模災害時には、都道府県管理の施設も被災し、また複数市町村からの応援要請も発生するため、十分な派遣ができない場合があります。
- そのような場合に備え、他の支援制度の活用も考えておくことが大切です。

Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】

都道府県等による技術職員派遣の活用事例（大分県九重町）

- 対象災害 : 令和2年7月豪雨
- 被害額 : 約13億円
- 被害箇所 : 216箇所
- 土木関係部署の職員数 : 22人（内、土木技術職員4人）
- 発災当時の状況 : 4人という少ない人数で公共土木災のみならず農地災・林道災の対応に迫られ、**初動対応がとれない状況**であった・・・

※写真：「広報このえ No. 771 2020. 8」

都道府県等による技術職員派遣の活用事例（大分県九重町）

Q. どのタイミングで支援制度の活用を決定し、どのように支援要請を行いましたか？

- A. タイミング** : これまで経験したことのない災害だったので、発災の2日後に支援要請を行いました。
- A. 支援要請方法** : 大分県の「市町村振興課」が窓口であったことから、町の総務課より電話で支援要請を行いました。

Q. 具体的な支援内容、支援期間は？

- A. 支援内容** : 現地調査補助、査定設計書作成のための工法検討、現地対応など、災害査定受検以外のほぼ全ての作業において支援をいただきました。
- A. 支援期間** : 約5ヵ月（延べ3人、災害査定終了後に帰還）

※写真：「広報このえ No. 771 2020. 8」

都道府県等による技術職員派遣の活用事例（大分県九重町）

Q. 制度活用にあたっての費用負担は？

A. 費用 : 県からの職員派遣に対する費用負担はありませんでした。

Q. 本制度の活用にあたって、伝えたいことはありますか？

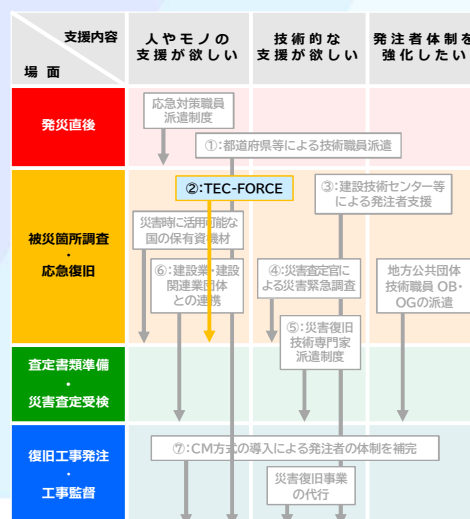
A. 感想 : 経験豊富な応援職員が、陣頭指揮をとっていただいたおかげで自職員の負担が軽減されました（特に技術面での支援が助かった）。

A. 伝えたいこと : 被害状況によるが、困ったことがあったら躊躇せずに県や国土交通省に相談することが大切だと思います。

※写真：「広報ここのえ No. 771 2020. 8」

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

② : TEC-FORCE（テックフォース）



Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】

② : TEC-FORCE (テックフォース)

【制度概要】

- TEC-FORCEとは、大規模災害が発生又は発生するおそれのある場合に国土交通省職員を現地に派遣し、被災市町村が行う**被災状況の把握、被害の拡大防止、早期復旧等に対する技術的な支援**を行う制度です。



活用場面

- 発災直後
- 被災箇所調査・応急復旧
- 査定書類準備・災害査定受検
- 復旧工事発注・工事監督

Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】

② : TEC-FORCE (テックフォース)

【費用負担】

※リエゾン：災害対策現地情報連絡員

- TEC-FORCEやリエゾン※は、地方整備局の業務として職員を派遣するので、**被災状況の把握等にかかる費用を被災市町村に求めることはありません。**



【制度活用のポイント】 Check! ～支援要請方法の事前確認を！～

- TEC-FORCEへの支援要請は被災市町村からの要請が基本となります。リエゾンが最寄りの国土交通省の事務所へ支援要請を行ってください。

【参考】 Check! ～災害時に活用可能な国の保有資機材～

- 災害時に活用できる国の保有資機材については、ガイドラインのP.16で解説を行っていますので、ご確認ください。

Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】

TEC-FORCEの活用事例（熊本県球磨村）

- 対象災害 : 令和2年7月豪雨
- 被害額 : 約14億円
- 被害箇所 : 89箇所
- 土木関係部署の職員数 : 8人（内、土木係2人）
- 発災当時の状況 : 村内の幹線道路が通行不能となり、ほぼ全ての集落が孤立状態となったため、**道路啓開作業で手一杯の状況**となった・・・

TEC-FORCEの活用事例（熊本県球磨村）

Q. どのタイミングで支援制度の活用を決定し、どのように支援要請を行いましたか？

A. タイミング、支援要請方法：

本村に派遣された国土交通省リエゾンから、TEC-FORCEによる被災調査支援の紹介があり支援要請をお願いしました。

Q. 具体的な支援内容、支援期間は？

A. 支援内容 : 公共土木施設の被災箇所調査において支援をいただきました。

A. 支援期間 : 約1ヵ月（延べ約1,600人）

TEC-FORCEの活用事例（熊本県球磨村）

Q. 制度活用にあたっての費用負担は？

A. 費用 : 職員派遣にかかる費用の負担はありませんでした。

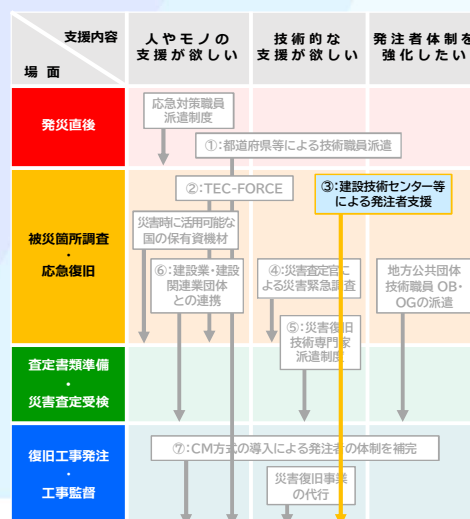
Q. 本制度の活用にあたって、伝えたいことはありますか？

A. 感想 : 道路啓開作業で手一杯の状況のなか被災箇所調査を実施してもらい、非常に助かりました。
TEC-FORCEへ調査依頼を行う際、村内は停電していたので、調査に必要な道路台帳等の準備に手間どりました。受入側の事前準備の大切さを感じました。

A. 伝えたいこと : 支援を要請する側も、**支援内容を理解したり、受入体制を整えるなどの事前準備が大切**だと思います（**支援してほしいことを明確に伝えられるように！**）。

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

③：建設技術センター等による発注者支援

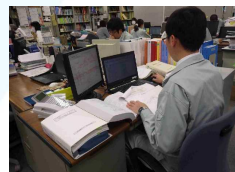


Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】

③：建設技術センター等による発注者支援

【制度概要】

- 各地域の建設技術センター等が、**災害復旧事業に係る被災調査や査定設計書作成などの発注者支援を実施する**制度のことです。



活用
場
面

＞発災直後

＞被災箇所調査・応急復旧

＞査定書類準備・災害査定受検

＞復旧工事発注・工事監督

Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】

③：建設技術センター等による発注者支援

【費用負担】

- 支援内容に応じ、“無償となるもの・有償となるもの”がありますので、各地域の建設技術センター等に**問合せを行い確認しておきましょう。**

【制度活用のポイント】



Check! ～事前の確認が重要！～

- 各地域の建設技術センター等では、災害時の支援内容がどこでも同じではありません。このため、支援内容やその費用、また具体的な契約手続き等を、事前に確認しておくことが大切となります。

Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【前編】

建設技術センター等による発注者支援の活用事例（群馬県嬭恋村）

- 対象災害 : 令和元年東日本台風（台風19号）
- 被害額 : 約22億円
- 被害箇所 : 62箇所
- 土木関係部署の職員数 : 15人（内、土木係3人）
- 発災当時の状況 : これまでに経験したことのない被害であり、**公共土木災に加え農地災への対応も必要なため手一杯の状況**であった・・・

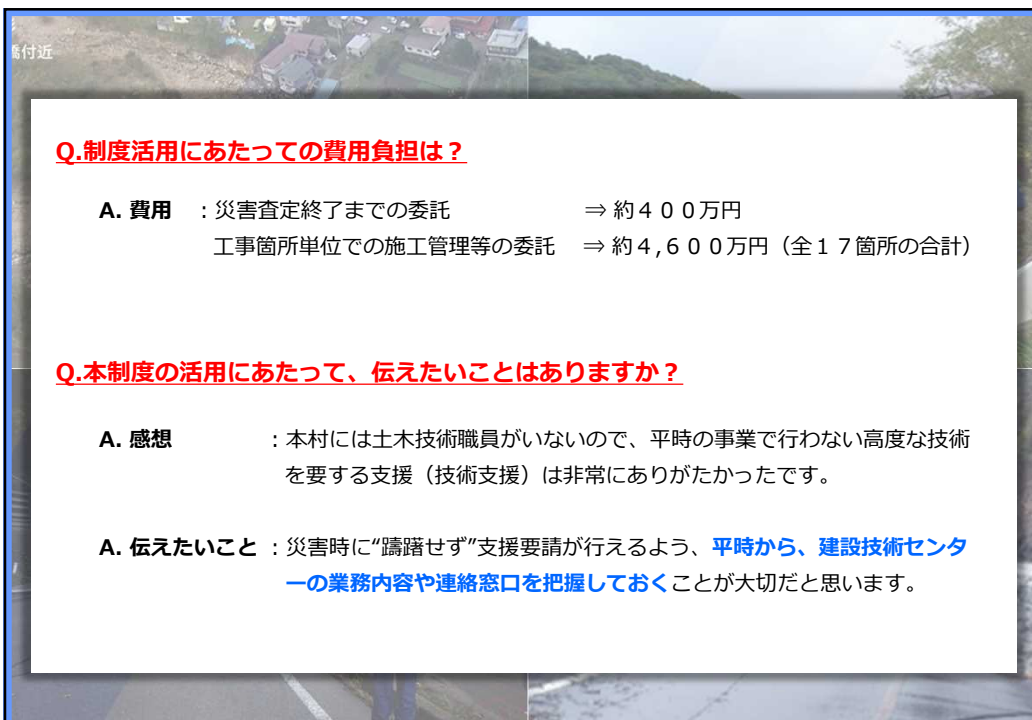
建設技術センター等による発注者支援の活用事例（群馬県嬭恋村）

Q. どのタイミングで支援制度の活用を決定し、どのように支援要請を行いましたか？

- A. タイミング** : 村内の被害状況が明らかになりつつあった、発災から約1週間後に支援要請を行いました。
- A. 支援要請方法** : 建設課長から建設技術センターの理事長へ電話連絡を行い、後日改めて正式文書を送付しました。

Q. 具体的な支援内容、支援期間は？

- A. 支援内容** : 災害査定終了までの期間においては、現地調査補助やコンサルの指導監理、査定設計書の作成補助などの一連の作業を委託しました。
また、査定終了後においても、実施設計書の作成や工事発注のための積算、施工管理支援を工事箇所単位で委託しました（計17業務）。
- A. 支援期間** : 災害査定終了までの委託 ⇒ 約2か月
工事箇所単位での施工管理等の委託 ⇒ 約2年半（要請した全工事箇所完了まで）



付近

Q.制度活用にあたっての費用負担は？

A. 費用 : 災害査定終了までの委託 ⇒ 約400万円
工事箇所単位での施工管理等の委託 ⇒ 約4,600万円（全17箇所の合計）

Q.本制度の活用にあたって、伝えたいことはありますか？

A. 感想 : 本村には土木技術職員がいないので、平時の事業で行わない高度な技術を要する支援（技術支援）は非常にありがたかったです。

A. 伝えたいこと : 災害時に“躊躇せず”支援要請が行えるよう、**平時から、建設技術センターの業務内容や連絡窓口を把握しておく**ことが大切だと思います。

Part③

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて

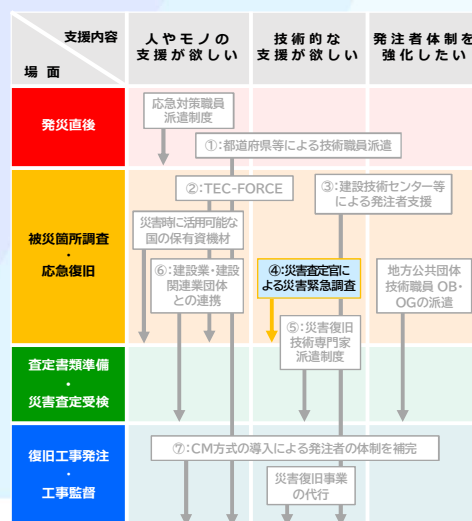
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

Part③

災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう 【後編】

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

④：災害査定官による災害緊急調査



Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう 【後編】

④：災害査定官による災害緊急調査

【制度概要】

- 大規模な災害の場合に、都道府県の要請等により、**国土交通省本省の災害査定官を派遣**し、公共土木施設に対する応急復旧や改良復旧を含めた**被災箇所の復旧方針・工法等に関する技術的助言**を行う制度です。



活用場面

- 発災直後
- **被災箇所調査・応急復旧**
- 査定書類準備・災害査定受検
- 復旧工事発注・工事監督

Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】

④：災害査定官による災害緊急調査

【費用負担】

- 公務で対応するため、派遣等に掛かる**費用を被災市町村に求めることはありません。**



【制度活用のポイント】 Check! ～ 主に県施設の被災が対象 ～

- 主に県施設の被災を対象とした支援制度となります。具体的な対策方法や負担法の適用等に悩んだら、国土交通省水管理・国土保全局防災課（電話：03-5253-8458）や都道府県へお問合せください。

Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】

災害査定官による災害緊急調査の活用事例（山形県）

8/9～8/10
で実施

- 対象災害 : 令和4年8月3日からの大雨
- 災害緊急調査の実施箇所 : 国道121号、大巻橋 (山形県管理施設)
一級河川萩生川、小白川 (")
上屋敷橋 (米沢市管理施設)
公園2号橋 (川西町管理施設)

災害査定官による災害緊急調査の活用事例（山形県）

● 災害査定官による助言内容の例

【道路】

- 山側に仮橋を設置し、早期の交通確保を図ること。
- 本復旧については、橋梁形式を含めて検討を実施すること。

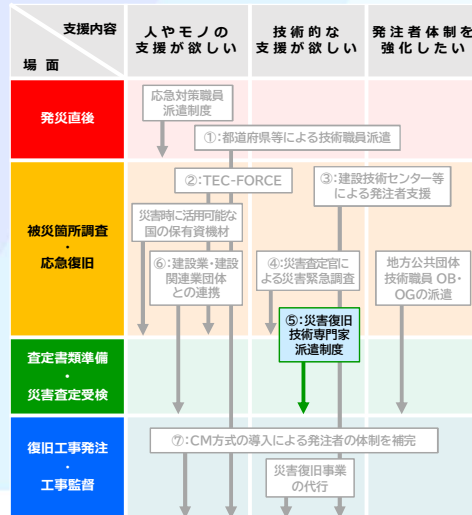
【河川】

- 被災要因除去のため、上流部の不安定土砂の対策を踏まえ復旧工法を検討すること。
- 被災流量など改良復旧に必要な諸元等を整理し、改めて協議を行う。

【橋梁】

- 橋梁の残存部材については、健全度評価を実施すること。
- 落橋により河積阻害のおそれがある部分の撤去等については、査定前着工の適用を検討すること。

⑤：災害復旧技術専門家派遣制度



Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】

⑤：災害復旧技術専門家派遣制度

【制度概要】

- （公社）全国防災協会が認定・登録した**災害復旧事業に関する高度な技術的知見を有する経験豊富な技術者**を、**技術的な支援・助言を目的**として、被災市町村へ派遣する制度のことです。



活用
場面

➤ 発災直後

➤ 被災箇所調査・応急復旧

➤ 査定書類準備・災害査定受検

➤ 復旧工事発注・工事監督

Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】

⑤：災害復旧技術専門家派遣制度

【費用負担】

- 災害復旧技術専門家の派遣は、ボランティア活動として行いますので**日当や謝金などの費用は発生しませんが、交通費・宿泊費等の実費は負担**することになります。
- なお、**本省防災課が必要と判断する場合は、1市町村1災害1回**に限り、派遣に要する**交通費・宿泊費等も無償**となります。

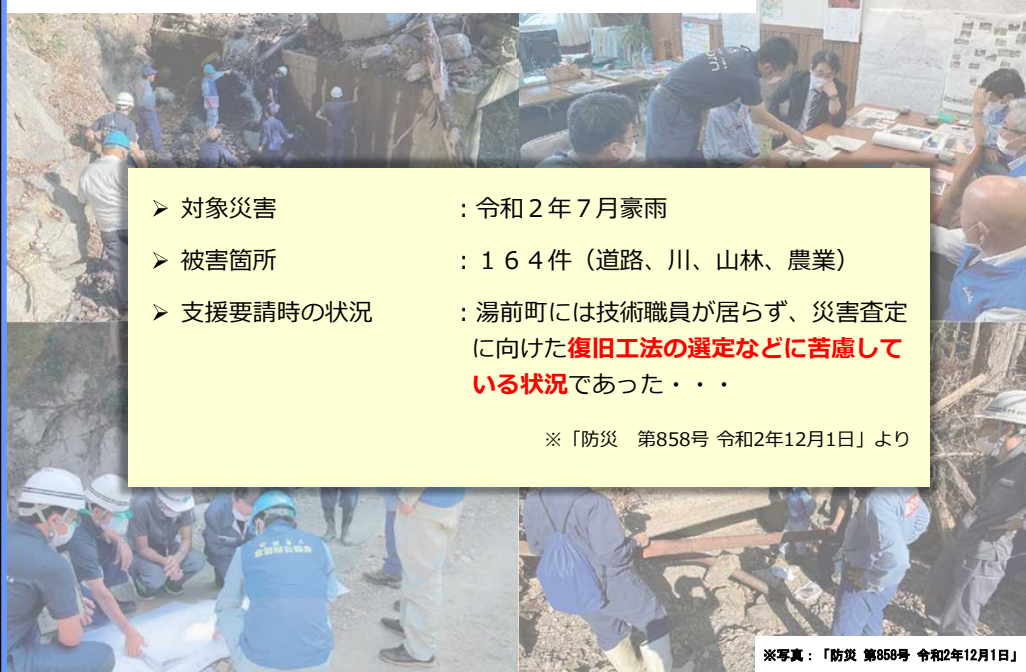
【制度活用のポイント】 Check! ～ホームページで事前確認を！～

- 具体的な支援・助言内容や手続き方法については、（公社）全国防災協会ホームページで事前に確認しておきましょう。



Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】

災害復旧技術専門家派遣制度の活用事例（熊本県湯前町）



➤ 対象災害	: 令和2年7月豪雨
➤ 被害箇所	: 164件（道路、川、山林、農業）
➤ 支援要請時の状況	: 湯前町には技術職員が居らず、災害査定に向けた 復旧工法の選定などに苦慮している状況 であった・・・

※「防災 第858号 令和2年12月1日」より

※写真：「防災 第858号 令和2年12月1日」

災害復旧技術専門家派遣制度の活用事例（熊本県湯前町）

Q. どのタイミングで支援制度の活用を決定し、どのように支援要請を行いましたか？

A. タイミング、支援要請方法：

- 復旧工法の相談窓口として、国土交通省九州地方整備局川辺川ダム砂防事務所と打合せを重ねる中で、専門家派遣制度の紹介をいただいたのがきっかけです。
- 熊本県を通じて派遣要請を行いました。

Q. 具体的な支援内容、支援期間は？

A. 支援内容：災害関連事業への助言や復旧工法への助言をいただきました。

A. 支援期間：1日（3名の専門家 + 川辺川ダム砂防事務所職員1名）

※写真：「防災 第858号 令和2年12月1日」

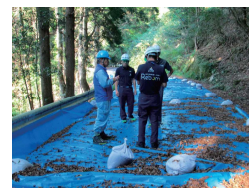
災害復旧技術専門家派遣制度の活用事例（熊本県湯前町）

● 災害復旧技術専門家による支援・助言内容の例

Q. 町道の復旧を地域関連事業で実施したい

（助言内容）

- 地域関連事業の採択要件や工種等について助言を行った。
- 親災の申請範囲についても助言を行った。



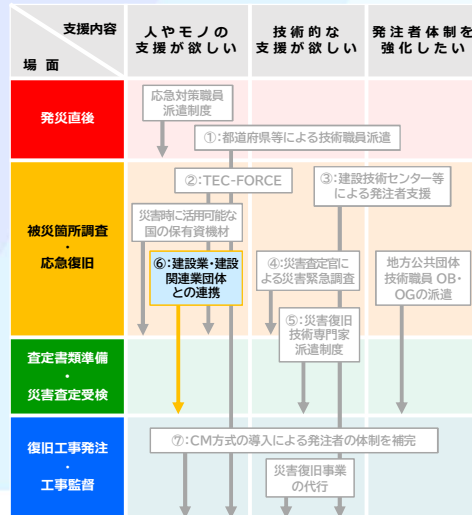
Q. 埋塞により橋梁の被災が確認できないが、申請するうえで土砂撤去が必要か

（助言内容）

- 土砂等の埋塞により被災確認が困難な場合は、「被災施設の原形等が調査困難な場合の取り扱いについて（平成30年4月5日付け国水防9号通知）の橋梁の場合」を適用することも可能である。

※写真：「防災 第858号 令和2年12月1日」

⑥：建設業・建設関連業団体との連携



Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】

⑥：建設業・建設関連業団体との連携

【取組概要】

- 地域の建設業・建設関連業団体と**災害協定を締結**しておくと、土砂・がれきの撤去や運搬、孤立地域への進入路整備といった**応急対応**、また**被災調査や災害査定に向けた測量・調査・設計の業務に対し迅速かつ的確な支援**が受けられます。



大分県建設業協会による災害対応
(平成29年九州北部豪雨)

活用
場面

➤ 発災直後

➤ 被災箇所調査・応急復旧

➤ 査定書類準備・災害査定受検

➤ 復旧工事発注・工事監督

Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】

⑥：建設業・建設関連業団体との連携

【費用負担】

- 災害協定を締結している場合は、**協定内容に応じた費用負担**が、協定を締結していない場合は、**依頼内容に応じた費用負担が必要**になります。



広島県建設工業協会による災害対応
(平成30年7月豪雨)

【取組実施のポイント】



Check! ～顔の見える関係の構築～

- いざという時に迅速な対応ができるように、平時から、連絡方法の確認（窓口の明確化）や対応依頼のシミュレーション訓練を行うなど、顔の見える関係の構築や連携強化を図っておきましょう。

Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】

建設業・建設関連業団体との連携事例（熊本県建設業協会）

- 対象災害 : 令和2年7月豪雨
- 発災直後の状況 :

国、県、市町村と協定を締結している各社に対し、それぞれの機関からの**災害対応依頼が錯綜・集中し現場で混乱が発生！**

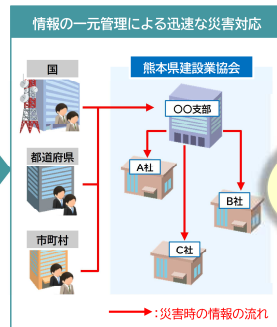
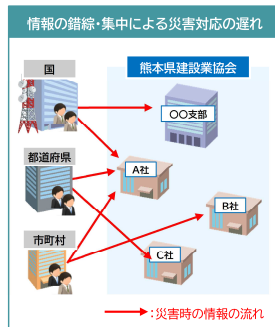
- ・ 同様の依頼が異なる担当者から複数回ある
- ・ 一旦受理した依頼事項がその後のやり取りで途絶える
- ・ 特定の会社へ依頼が集中する

建設業・建設関連業団体との連携事例（熊本県建設業協会）

● 熊本県建設業協会がとった対応は・・・

➤ 連絡窓口の一本化による情報の一元管理

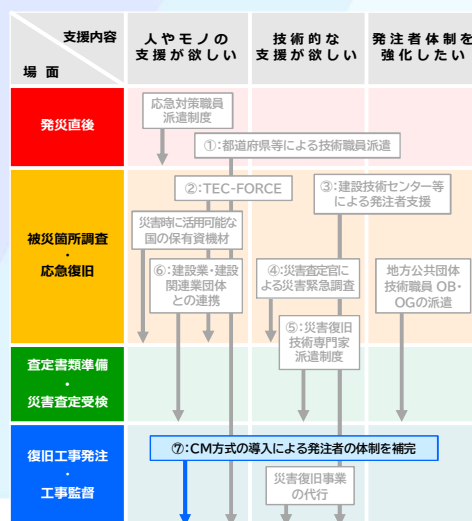
- 各支部が管轄内の依頼事項の一元管理を行うことで情報の交通整理を行うことで迅速な災害対応が図れました。



平時から建設業団体との
連絡方法を確認して
おきましょう！

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて ～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

⑦：CM方式の導入による発注者の体制を補完



Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】

⑦：CM方式の導入による発注者の体制を補完

【取組概要】

- マンパワー不足や経験不足を補い、早期の復旧・復興を目指すための取組として、**民間事業者のノウハウを活用した「CM（Construction Management）方式」**があります。CM方式では、同時並行で進む工事の工程管理や輻輳する工事業者間の調整、また技術的な助言を行います。



Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】

⑦：CM方式の導入による発注者の体制を補完

【費用負担】

- 建設コンサルタント等の民間事業者と委託契約を結ぶことになるため、**委託内容に応じた費用負担が必要**になります。

【取組実施のポイント】

Check! ～他地域での事例を参考に～

- 右記の二次元バーコードから、通常土木工事や災害復旧事業におけるCM方式の活用事例を確認し取組の参考にしましょう。

Check!

参考となるマニュアル・事例集

- ◆ 地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン
<URL> <https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13.hh.000718.html>
- ◆ CM方式活用事例集 ～知りたいが見つかる28選～
<URL> <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001410210.pdf>
- ◆ 復興CM方式の効果分析報告書
<URL> <https://www.ur-net.go.jp/saigai/fukkocm/lmhph000000qdw-att/fukkocm.01.pdf>



Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】

CM方式の導入による発注者の体制を補完（広島県東広島市）

- 対象災害 : 平成30年7月豪雨
- 被害額 : 約72億円（土木施設災害・補助災）
- 査定箇所 : 533箇所
- 土木関係部署の職員数 : 119人
- 発災当時の状況 : 被災箇所が非常に多く、災害査定と復旧工事を同時に進めなければ、まちの復興が遅れてしまう状況にある一方で、**発注者体制が確保できないという深刻なマンパワー不足に陥っていた・・・**

※写真：「東広島市 平成30年7月豪雨災害記録誌 令和3年3月」

CM方式の導入による発注者の体制を補完（広島県東広島市）

Q. どのタイミングで取組の実施を決定し、どのように検討を進めましたか？

- A. **タイミング** : 災害査定も目途が立ち始めた約半年後に、幹部職員からCM方式に関する情報の提供や打診があり、早期の復旧工事の着手に向けて検討を始めました。
- A. **検討の進め方** : 災害復旧推進課が主担当部署となりCM方式の実施内容を検討し、契約課と話し合いを進めながら事業化しました。

Q. 具体的な委託内容、委託期間は？

- A. **委託内容** : 発注計画や全体工程計画の検討、工事発注・入札支援、測量業務や設計業務の監理、現地での工事監督支援が主な委託内容となります。
- A. **委託期間** : 約1年間

※写真：「東広島市 平成30年7月豪雨災害記録誌 令和3年3月」

CM方式の導入による発注者の体制を補完（広島県東広島市）

Q. 委託費用は？

A. 費用 : 約1億7,500万円（5名の担当者が専任、うち4名は常駐）

Q. 本取組の実施にあたって、伝えたいことはありますか？

A. 感想 : 現場対応に苦慮する中での技術的判断や現場における変更協議など、技術面での支援や迅速な対応は非常に助かりました。
一方で、事業規模が大きくなりすぎたため全体の規模感がうまくつかめなかったこと、発注までに時間を要したことが反省点です。

A. 伝えたいこと : 「委託する内容」と「委託業者の能力」のマッチングが業務を進めるうえで重要だと思います。また、取組実施を決定した後、いかにスピーディーに事業化できるかがポイントだと思います。

※写真：「東広島市 平成30年7月豪雨災害記録誌 令和3年3月」

続いて、以下のパートを学習しましょう。

- 災害復旧事業の各場面で発生する課題や活用できる支援制度を知りたい！

Part②：災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介

- ガイドラインの掲載内容や活用方法を知りたい！

Part④：ガイドラインの使い方をマスターしよう

4つのパートを学習した後は・・・

- 学習した内容を忘れないために！

振り返りテスト



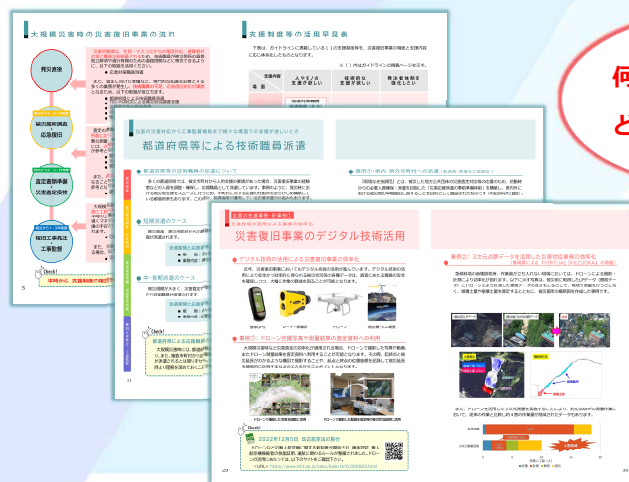
Part③ 災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう【後編】

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて

～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

Part④

本パートでは、ガイドラインの『掲載内容』と『活用方法』を解説します。



何が書いてあるの？
どう使えばいいの？



Part④ ガイドラインの使い方をマスターしよう

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

ガイドラインの掲載内容

Part④ ガイドラインの使い方をマスターしよう

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

- 目的：災害発生に備えた平時からの取組の充実・強化、災害対応力の底上げを図る
- 対象：主として災害対応マネジメントに従事する市町村職員
- 内容：災害復旧事業に活用できる支援制度、参考となる取組、地域の先進事例をポイントを絞って紹介



※国土交通省HPで公開しています

災害復旧 ガイドライン

検索

二次元バーコード



Part④ ガイドラインの使い方をマスターしよう

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

掲載している支援制度 ⇒ 9 個

目次

早期の災害対応体制の構築が必要とき	P.9
応急対策職員派遣制度	
当面の災害対応に向けて少しでも多くの技術職員が欲しいとき	P.11
都道府県等による技術職員派遣	
公共土木施設の被害調査に全く手が回せないとき	P.15
TEC-FORCE	
所有する資機材ではとても間に合わないとき	P.16
災害時に活用可能な国の保有資機材	
応急復旧や災害査定に向けてアドバイスが欲しいとき	P.17
災害査定官による災害緊急調査	
災害復旧事業に長年携わり制度を熟知した専門家のサポートが欲しいとき	P.18
災害復旧技術専門家派遣制度	
災害対応の経験豊富な技術者からのサポートが欲しいとき	P.19
地方公共団体技術職員OB・OGの派遣の仕組み	
早期の災害対応体制の構築が必要とき	P.20
建設技術センター等による発注者支援	

高度な技術職を要する工事で手に負えそうにないとき	P.21
災害復旧事業の代行制度	
当面の災害対応に必要な業者の確保が困難なとき	P.23
大規模災害時の既発注工事・業務への対応	
災害時の入札・契約の基本的な考え方を知りたいとき	P.24
災害時の緊急度に応じた契約方式の選定	
多くの復旧工事を発注しなければならないとき	P.25
災害復旧工事の施工体制の確保	
発災初期の迅速な災害対応が求められるとき	P.27
建設業・建設関連業団体との連携	
全国の先進事例・好事例① 先進技術の活用による事業の効率化	P.29
災害復旧事業のデジタル技術活用	
全国の先進事例・好事例② 民間事業者のノウハウを活用	P.33
事業実施体制確保のための民間人材の活用	
・CM方式 ・事業促進PPP	
全国の先進事例・好事例③ 技術者不足等の課題を解決	P.39
市町村による相互支援組織の設立	

Part④ ガイドラインの使い方をマスターしよう

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

参考となる取組 ⇒ 4 個

目次

早期の災害対応体制の構築が必要とき	P.9
応急対策職員派遣制度	
当面の災害対応に向けて少しでも多くの技術職員が欲しいとき	P.11
都道府県等による技術職員派遣	
公共土木施設の被害調査に全く手が回せないとき	P.15
TEC-FORCE	
所有する資機材ではとても間に合わないとき	P.16
災害時に活用可能な国の保有資機材	
応急復旧や災害査定に向けてアドバイスが欲しいとき	P.17
災害査定官による災害緊急調査	
災害復旧事業に長年携わり制度を熟知した専門家のサポートが欲しいとき	P.18
災害復旧技術専門家派遣制度	
災害対応の経験豊富な技術者からのサポートが欲しいとき	P.19
地方公共団体技術職員OB・OGの派遣の仕組み	
早期の災害対応体制の構築が必要とき	P.20
建設技術センター等による発注者支援	

高度な技術職を要する工事で手に負えそうにないとき	P.21
災害復旧事業の代行制度	
当面の災害対応に必要な業者の確保が困難なとき	P.23
大規模災害時の既発注工事・業務への対応	
災害時の入札・契約の基本的な考え方を知りたいとき	P.24
災害時の緊急度に応じた契約方式の選定	
多くの復旧工事を発注しなければならないとき	P.25
災害復旧工事の施工体制の確保	
発災初期の迅速な災害対応が求められるとき	P.27
建設業・建設関連業団体との連携	
全国の先進事例・好事例① 先進技術の活用による事業の効率化	P.29
災害復旧事業のデジタル技術活用	
全国の先進事例・好事例② 民間事業者のノウハウを活用	P.33
事業実施体制確保のための民間人材の活用	
・CM方式 ・事業促進PPP	
全国の先進事例・好事例③ 技術者不足等の課題を解決	P.39
市町村による相互支援組織の設立	

Part④ ガイドラインの使い方をマスターしよう

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

地域の先進事例 ⇒ 3 個

目次

早期の災害対応体制の構築が必要とき	P.9
応急対策職員派遣制度	
当面の災害対応に向けて少しでも多くの技術職員が欲しいとき	P.11
都道府県等による技術職員派遣	
公共土木施設の被害調査に全く手が回せないとき	P.15
TEC-FORCE	
所有する資機材ではとても間に合わないとき	P.16
災害時に活用可能な国の保有資機材	
応急復旧や災害査定に向けてアドバイスが欲しいとき	P.17
災害査定官による災害緊急調査	
災害復旧事業に長年携わり高度な熟練した専門家のサポートが欲しいとき	P.18
災害復旧技術専門家派遣制度	
災害対応の経験豊富な技術者からのサポートが欲しいとき	P.19
地方公共団体技術職員OB・OGの派遣の仕組み	
早期の災害対応体制の構築が必要とき	P.20
建設技術センター等による発注者支援	

高度な技術職を要する工事で手に負えそうにないとき	P.21
災害復旧事業の代行制度	
当面の災害対応に必要な業者の確保が困難なとき	P.23
大規模災害時の既発注工事・業務への対応	
災害時の入札・契約の基本的な考え方を知りたいとき	P.24
災害時の緊急度に応じた契約方式の選定	
多くの復旧工事を発注しなければならないとき	P.25
災害復旧工事の施工体制の確保	
発災初期の迅速な災害対応が求められるとき	P.27
建設業・建設関連業団体との連携	
全国の先進事例・好事例① 先進技術の活用による事業の効率化	P.29
災害復旧事業のデジタル技術活用	
全国の先進事例・好事例② 民間事業者のノウハウを活用	P.33
事業実施体制確保のための民間人材の活用	
・CM方式	
・事業促進PPP	
全国の先進事例・好事例③ 技術者不足等の課題を解決	P.39
市町村による相互支援組織の設立	

Part④ ガイドラインの使い方をマスターしよう

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

ガイドラインの見方

当面の災害対応に向けて少しでも多くの技術職員が欲しいとき

都道府県等による技術職員派遣

都道府県等の技術職員の派遣について

多くの都道府県では、被災市町村から人的支援の要請があった場合、災害復旧事業の経験者などの人員を調整・確保し、応援職員として派遣しています。事例のように、発災時における被災地支援をスムーズに行うため、市町村に対する応援の仕組みをあらかじめ構築している都道府県もあります。このほか、税務省等が運用している応援派遣の仕組みもあります。

※費用負担など詳細については、各都道府県へお問合せ下さい。

短期派遣のケース

被災直後、被災市町村からの要請を受け、災害査定に向けた準備段階の業務を担う技術職員が派遣されます。

派遣期間と応援業務内容 ※過去の事例より

- 期 間：3ヶ月程度
- 業務内容：被災施設調査、査定準備に係る委託業者との調整 等

中・長期派遣のケース

被災規模が大きく、災害査定や復旧工事に従事する職員が不足する場合は、中・長期にわたって技術職員が派遣されます。

派遣期間と応援業務内容 ※過去の事例より

- 期 間：6ヶ月～1年程度(交代制で数年継続される事例あり)
- 業務内容：災害査定補助、復旧工事の発注事務、工事監督 等

Check!

都道府県による応援職員の限界

大規模災害時には、都道府県自らも管理する施設の多くが被災している場合があり、また、被災市町村から応援要請があった場合は、都道府県から十分な技術職員が派遣されるとは限りません。そのような場合に備え、様々な支援制度について平時より理解を深めておくことが重要です。

支援制度/取組の名称を表示

活用場面を表示

制度活用にあたっての必要情報を表示

- ・ 制度概要
- ・ 具体的な支援内容
- ・ 費用負担 など

活用ポイント、参考マニュアル等の補足情報を表示

- ・ 問い合わせ先
- ・ 参考HPのURL など

Part④ ガイドラインの使い方をマスターしよう

ガイドラインの活用方法

Part④ ガイドラインの使い方をマスターしよう

ガイドラインの活用方法として、次のような使い方を推奨しています。

平時における使い方

- ① ガイドラインを読むことで、大規模災害時における自組織の強みや弱みを確認！



- ② 職員相互で共有することで、必要となる支援や取組をピックアップ！



- ③ 支援元となる関係機関や団体等の連絡先を確認し、顔の見える関係を構築！



Part④ ガイドラインの使い方をマスターしよう

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

災害時における使い方

- ① 災害対応マニュアルとともに、ガイドライン
を手にとりやすい場所に置く



- ② ガイドラインを参考に、“躊躇なく” 各種支援
制度の活用を検討する！

<災害対策本部>



Part④ ガイドラインの使い方をマスターしよう

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

◆ ガイドラインの活用 How to ①

～ 相談先や相手先の書き込み ～

平時

支援制度等の費用負担・相談先

必要となる文書・取組が決定した時点で、相談先とコミュニケーションを図り、協力を得る関係性を構築する必要があります。なお、具体的な状況によって費用負担の割合や持ち分が異なる場合があります。事前に「相談先」を「相談先」で確認してください。

制度・取組	費用負担について
応急対策職員派遣制度 (P.9)	● 特別交付税による財政措置が認められます。
都道府県による技術職員派遣 (P.11)	● 派遣先や支援内容に応じ、 無償・半額 があります。
TEC-FORCE (P.15)	● 被災状況の把握等にかかる費用を被災市町村に求めることはありま
災害時に活用可能な保有資機材 (P.16)	● 資機材の貸出は無償ですが、引き渡し後の運搬に係る燃料、運搬手の経費は、原則、被災市町村の負担となります。
災害査定等による災害緊急調査 (P.17)	● 職員派遣にかかる費用を被災市町村に求めることはありま
災害復旧技術専門家派遣制度 (P.18)	● 日当や謝金などの費用が発生しますが、 交通費・宿泊費等の実費は負担することになります。
地方公共団体等職員派遣・OGの派遣 (P.19)	● 派遣に際しては、
建設支援センター等による発注者支援 (P.20)	● 支援が得られ、各地域の
災害復旧事業の代行制度 (P.21)	● 代行事業に際しては、
建設業・建設関連団体との連携 (P.27)	● 災害復旧市内の復興や復興の促進に資する 費用負担が必要 です。
CM方式の導入による発注者の体制の補完 (P.33)	● 委託内容に応じた 費用負担が必要 です。

相談先と顔の見える
関係の構築を！

※各制度の活用にあたって相談も可能ですので、事前に確認をお願いします。

都道府県相談先	TEL	担当者氏名
相談先	担当者氏名	TEL
相手先の書き込み欄	担当者氏名	TEL
都道府県自治行政部 公務員部公務員課技術室 都道府県の担当部署		
最寄りの国土交通省の事務所 (災害時に国土交通省がエントリが派遣されている場合は、リエゾン、相談)		
国土交通省水管理・国土保全局防災課		
国土交通省水管理・国土保全局防災課 (公社) 全国防災協会		
地域の防災係・防災関係機関		
国土交通省水管理・国土保全局防災課		

Part④ ガイドラインの使い方をマスターしよう

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

◆ ガイドラインの活用 How to ②

～ 活用できる支援制度の検討 ～

災害時

支援制度等の費用負担/相談先

必要となる支援・取組がピックアップできたら連絡先を書き込み、相談先とコミュニケーションを図り、助ける関係を確認しておきましょう。なお、関係の状況によって費用負担の対象や考え方が異なる場合があります。適切な相談先を、適切な相談先とします。

制度・取組名	費用負担について
応急対策職員派遣制度 (P.9)	● 特別交付税による経費負担が課せられます。
都道府県による技術職員派遣 (P.11)	● 派遣元や支援内容に応じ、数値・数値が異なります。
TEC-FORCE (P.15)	● 被災状況の把握等にかかる費用を被災市町村に求めることはありま
災害時に活用可能な保有資機材 (P.16)	● 資機材の貸出は無償ですが、引き渡し後の運搬に係る燃料、運転手の経費は、原則、被災市町村の負担となります。
災害査定による災害緊急調査 (P.17)	● 職員派遣にかかる費用を被災市町村に求めることはありま
災害復旧技術専門家派遣制度 (P.18)	● 日本や外国からの費用は、被災市町村に求めることはありま ● ただし、交通費は、被災市町村に求めることはありま ● 1回に限り、被災市町村に求めることはありま
地方公共団体技術職員OO-CCの派遣 (P.19)	● 派遣元と問合せる
建設技術センター等による発注者支援 (P.20)	● 支援内容に応じ、数値・数値が異なります。 ● 各地域のセンター等に問合せる前に、事前に確認してください。
災害復旧事業の代行制度 (P.21)	● 代行事業に関わらず、事業費については地方負担が必要です。
建設業・建設関連団体との連携 (P.27)	● 災害復旧の内容や時期内容に応じ、費用負担が必要です。
CM方式の導入による発注者の役割の補完 (P.33)	● 委託内容に応じ、費用負担が必要です。

躊躇せずに相談を！

※各制度の窓口へのご相談も可能ですので、事前に確認をお願いします。

都道府県相談先	TEL	担当者氏名
相談先	連絡先の書き込み欄	
国・自治体	都道府県	担当者氏名
・総務省自治体局 ・公務員部公務員課経済調査室 ・都道府県の担当部署		
・警察の国土交通省の事務所 (災害時に国土交通省のスタッフが派遣されている場合は、リソース相談)		
・国土交通省水管理・国土保全局防災課		
・国土交通省水管理・国土保全局防災課		
・地域の建設技術センター等		
・国土交通省の地方整備局		
・地域の建設業・建設関連団体		
・国土交通省水管理・国土保全局防災課		

連絡先
相談先

Part④ ガイドラインの使い方をマスターしよう

続いて、以下のパートを学習しましょう。

- 災害復旧事業の各場面で発生する課題や活用できる支援制度を知りたい！

Part②：災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介

- 災害復旧事業に役立つ支援制度の詳細や活用事例を知りたい！

Part③：災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう

4つのパートを学習した後は・・・

- 学習した内容を忘れないために！

振り返りテスト



Part④ ガイドラインの使い方をマスターしよう

振り返りテスト：問題

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて

～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

振り返りテスト：問題

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

Part①からPart④で学習した内容の復習として「振り返りテスト」を実施します。

【準備するもの】

- 回答用紙をダウンロードし、印刷した回答用紙と筆記用具を準備してください。



振り返りテスト：問題

【振り返りテストに関する注意事項】

- 本テストはPart①からPart④で学習した内容を復習するためのものです。
- 回答方法は選択式となっていますので、設問の内容に従い回答用紙に回答を記入してください（**全12問**）。
- 災害時には“瞬時の判断力”も必要となりますので、**25秒で設問画面が切り替わります【スライドショー機能：「現在のスライドから」をクリック】**。
- **正しい答えが1つとは限りません。**
- テスト終了後には「振り返りテスト：回答・解説」を確認し、さらにガイドラインを見直すことで**自組織にあった災害対応を考えてください。**

「振り返りテスト」を開始します

振り返りテスト：問題

問 1

貴自治体で大規模な災害が発生し、広範囲にわたり多くの被害が発生しているようです。早期に災害対応体制を構築する必要がありますがマンパワーが足りません。どのような支援制度の活用を検討することがよいでしょうか。

- ① 災害査定官による災害緊急調査
- ② 都道府県等による技術職員派遣
- ③ 建設技術センターによる発注者支援
- ④ 応急対策職員派遣制度

回 答

振り返りテスト：問題

問 2

「都道府県等による技術職員派遣」は、災害査定に向けた準備段階の業務を対象としたものであり、復旧工事に関する支援は対象外となる。

- ① 対象外となる
- ② 対象外とならない

回 答

振り返りテスト：問題

問 3

「応急対策職員派遣制度」や「都道府県等による技術職員派遣」など、災害時における他自治体からの職員派遣に関する費用について、特別交付税による財政措置が講じられる。

- ① 講じられない
- ② 講じられる

回 答

振り返りテスト：問題

問 4

孤立集落解消のための道路啓開作業に手を取られ、公共土木施設の被災調査に手が回せません。被災調査の初動として、どのような支援制度の活用を検討することがよいでしょうか。

- ① 都道府県等による技術職員派遣
- ② 建設技術センターによる発注者支援
- ③ □□□□□□□□
- ④ 災害復旧技術専門家派遣制度

回 答

振り返りテスト：問題

問 5

「□□□□□□□□」や「災害時に活用可能な国の保有資機材」の貸出を依頼する場合、誰に要請を行いますか。

- ① 都道府県の担当窓口
- ② 最寄りの国土交通省の事務所
- ③ 国土交通省リエゾン
- ④ 国土交通省水管理・国土保全局防災課

回 答

振り返りテスト：問題

問 6

被災施設の復旧に向けた検討を始めましたが、技術的な難易度が高く、どのように復旧を進めるべきか判断がつきません。どの支援制度の活用を検討することがよいでしょうか。

- ① 応援対策職員派遣制度
- ② 災害復旧技術専門家派遣制度
- ③ 災害査定官による災害緊急調査
- ④ 建設技術センター等による発注者支援

回 答

振り返りテスト：問題

問 7

大規模な災害が発生したため、「災害査定官による災害緊急調査」と「災害復旧技術専門家派遣制度」のいずれかを活用しようと考えていますが、制度活用にあたっての費用が心配です。あなたならどのような対応を行いますか。

- ① 費用が発生する可能性があるので活用しない
- ② 費用のめどがたった後で活用を検討する
- ③ 費用は発生しないので心配する必要はない

回 答

振り返りテスト：問題

問 8

近隣自治体でも災害が発生しているため、災害査定に向けた測量・調査・設計を行う民間業者が確保できません。あなたならどのような対応を行いますか。

- ① 手あたり次第、民間業者へ連絡する
- ② 最寄りの国土交通省の事務所に相談する
- ③ 都道府県の担当窓口相談する
- ④ 地域の測量設計業協会に相談する

回 答

振り返りテスト：問題

問 9

被災箇所が多く自職員のみでは手が回らないため、支援に来ている都道府県職員や建設技術センター職員へ、災害査定
の受検を含めた一連の業務を依頼することを考えています。
あなたならばどのような対応をとりますか。

- ① 査定受検まで依頼する
- ② 査定受検は自職員で対応する
(査定には同席してもらう)

回 答

振り返りテスト：問題

問10

被災箇所が多いため、査定が終了した箇所から工事発注を行わなければ、“まちの復興”が遅れます。しかし、マンパワーが不足、積算や発注事務等が実施できません。どのような支援制度の活用を検討することがよいでしょうか。

- ① 建設技術センター等による発注者支援
- ② 都道府県等による技術職員派遣
- ③ 災害復旧技術専門家派遣制度
- ④ 応急対策職員派遣制度

回答

振り返りテスト：問題

問11

復旧工事を発注したものの、不調・不落が多く発生し思うように復旧工事が進みません。あなたならどのような対応を検討しますか。

- ① 既発注業務・工事の一時中止
- ② 入札参加要件の緩和
- ③ 発注ロットの拡大
- ④ 入札契約方式の見直し

回答

振り返りテスト：問題

問12

広範囲にわたる大規模な災害であるため、復旧工事の実施に向けた発注者体制の構築にあたって、都道府県や建設技術センター等から十分な支援が得られそうにありません。あなたならどのような対応を行いますか。

- ① 自職員のみで可能な範囲で対応する
- ② 付き合いのある全国の自治体へ応援依頼を行う
- ③ ☐M方式による民間人材の活用を検討する
- ④ 都道府県へ再度相談を行う

回答

振り返りテスト：問題

これで振り返りテストは終了です。

➤「振り返りテスト：回答・解説」

で答え合わせを行ってください。



振り返りテスト：問題

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて

～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

振り返りテスト：回答・解説

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて
～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

問 1

回答

貴自治体で大規模な災害が発生し、広範囲にわたり多くの被害が発生しているようです。早期に災害対応体制を構築する必要がありますがマンパワーが足りません。どのような支援制度の活用を検討することがよいでしょうか。

- ① 災害査定官による災害緊急調査 : ×
- ② 都道府県等による技術職員派遣 : ○
- ③ 建設技術センターによる発注者支援 : ×
- ④ 応急対策職員派遣制度 : ○

振り返りテスト：回答・解説

問 1 解説

(解説)

- 「都道府県等による技術職員派遣」や「応急対策職員派遣制度」は、発災直後のマンパワー不足を解消するために活用できる支援制度です。

<ガイドラインの関連ページ>

- 大規模災害時の災害復旧事業の流れ : P.5
- 支援制度の活用早見表 : P.6
- 応急対策職員派遣制度 : P.9
- 都道府県等による技術職員派遣 : P.11

振り返りテスト : 回答・解説

問 2 回答

「都道府県等による技術職員派遣」は、災害査定に向けた準備段階の業務を対象としたものであり、復旧工事に関する支援は対象外となる。

- ① 対象外となる : ×
- ② 対象外とならない : ○

振り返りテスト : 回答・解説

問 2 解説

(解説)

- 都道府県等による技術職員派遣は、災害査定に向けた準備段階の業務支援となる「短期派遣ケース」と、災害査定や復旧工事の業務支援となる「中・長期派遣ケース」があります。
- 都道府県の担当窓口に問合せを行い、どのような派遣ケースがあるか確認しておきましょう。

<ガイドラインの関連ページ>

➤ 都道府県等による技術職員派遣 : P.11

振り返りテスト : 回答・解説

問 3 回答

「応急対策職員派遣制度」や「都道府県等による技術職員派遣」など、災害時における他自治体からの職員派遣に関する費用について、特別交付税による財政措置が講じられる。

- ① 講じられない : ×
- ② 講じられる : ○

振り返りテスト : 回答・解説

問 3 解説

(解説)

- 災害等に伴う職員派遣については、特別交付税による財政措置が講じられます。
- ただし、他自治体からの応援職員への費用負担については、災害協定に基づき、実費等の費用負担が発生する場合があるなど、自治体に応じて様々です。
- 貴団体で、どのような取り決めを行っているか確認しておきましょう。

振り返りテスト：回答・解説

問 4 回答

孤立集落解消のための道路啓開作業に手を取られ、公共土木施設の被災調査に手が回せません。被災調査の初動として、どのような支援制度の活用を検討することがよいでしょうか。

- | | |
|--------------------|------------|
| ① 都道府県等による技術職員派遣 | : × |
| ② 建設技術センターによる発注者支援 | : × |
| ③ TEC-FORCE | : ○ |
| ④ 災害復旧技術専門家派遣制度 | : × |

振り返りテスト：回答・解説

問 4 解説

(解説)

- TEC-FORCEは、被災規模に応じて全国から隊員を集結させ、河川や砂防、道路、港湾などの被災市町村が管理する施設の被災状況を短期間で調査し報告する支援制度のことです。

<ガイドラインの関連ページ>

➤ TEC-FORCE : P.15

振り返りテスト : 回答・解説

問 5 回答

「TEC-FORCE」や「災害時に活用可能な国の保有資機材」の貸出を依頼する場合、誰に要請を行いますか。

- | | |
|---------------------|-----|
| ① 都道府県の担当窓口 | : × |
| ② 最寄りの国土交通省の事務所 | : ○ |
| ③ 国土交通省リエゾン | : ○ |
| ④ 国土交通省水管理・国土保全局防災課 | : × |

振り返りテスト : 回答・解説

問 5 解説

(解説)

- TEC-FORCEによる支援は、市町村からの要請が基本となります。
- 大規模災害時には、被災市町村へ国土交通省リエゾンが派遣されますので、**リエゾンに支援要請を行ってください。**
- 国土交通省リエゾンが派遣されていない場合は、躊躇せずに、最寄りの国土交通省の事務所へ要請を行ってください。

<ガイドラインの関連ページ>

- TEC-FORCE : P.15
- 災害時に活用可能な国の保有資機材 : P.16

振り返りテスト：回答・解説

問 6 回答

被災施設の復旧に向けた検討を始めましたが、技術的な難易度が高く、どのように復旧を進めるべきか判断がつきません。どの支援制度の活用を検討することがよいでしょうか。

- ① 応援対策職員派遣制度 : ×
- ② 災害復旧技術専門家派遣制度 : ○
- ③ 災害査定官による災害緊急調査 : ○
- ④ 建設技術センター等による発注者支援 : ○

振り返りテスト：回答・解説

問 6 解説

(解説)

- 「災害査定官による災害緊急」と「災害復旧技術専門家派遣制度」は、復旧方法・工法に関する技術的助言を行う支援制度のことです。
- なお、各地域の建設技術センター等による発注者支援は、災害時の支援内容がどこも同じとは限りませんので、事前に確認しておくことが重要となります。

<ガイドラインの関連ページ>

- 災害査定官による災害緊急調査 : P.17
- 災害復旧技術専門家派遣制度 : P.18
- 建設技術センター等による発注者支援 : P.20

振り返りテスト : 回答・解説

問 7 回答

大規模な災害が発生したため、「災害査定官による災害緊急調査」と「災害復旧技術専門家派遣制度」のいずれかを活用しようと考えているが、制度活用にあたっての費用が心配です。あなたならどのような対応を行いますか。

- ① 費用が発生する可能性があるので活用しない : ×
- ② 費用のめどがたった後に活用を検討する : ×
- ③ 費用は発生しないので心配する必要はない : ○

振り返りテスト : 回答・解説

問 7

解説

(解説)

- 「災害査定官による災害緊急」の活用には費用は発生しません。
- 「災害復旧技術専門家派遣制度」についても、本省防災課が必要と判断した派遣については、交通費・宿泊費を含み無償となります。
- 災害時に迷っている時間はありません。躊躇せずに相談しましょう。

<ガイドラインの関連ページ>

- 災害査定官による災害緊急調査 : P.17
- 災害復旧技術専門家派遣制度 : P.18

振り返りテスト : 回答・解説

問 8

回答

近隣自治体でも災害が発生しているため、災害査定に向けた測量・調査・設計を行う民間業者が確保できません。あなたならどのような対応を行いますか。

- ① 手あたり次第、民間業者へ連絡する : ×
- ② 最寄りの国土交通省の事務所に相談する : ×
- ③ 都道府県の担当窓口相談する : ○
- ④ 地域の測量設計業協会等に相談する : ○

振り返りテスト : 回答・解説

問 8 解説

(解説)

- 各都道府県では「地域の測量設計業協会」や「建設コンサルタンツ協会」と災害協定を結んでいることが考えられますので、まずは相談してみましょう。
- ただし、災害規模が大きく広範囲に被害が及ぶ場合は、民間業者の紹介ができない場合もありますので、**貴団体と建設業・建設関連業団体との直接の災害協定の締結をご検討**ください。

<ガイドラインの関連ページ>

- 建設業・建設関連業団体との連携 : P.27

振り返りテスト：回答・解説

問 9 回答

被災箇所が多く自職員のみでは手が回らないため、支援に来ている都道府県職員や建設技術センター職員へ、災害査定の受検を含めた一連の業務を依頼することを考えています。
あなたならばどのような対応をとりますか。

- ① 査定受検まで依頼する : ○
- ② 査定受検は自職員で対応する : ○
(査定には同席してもらう)

振り返りテスト：回答・解説

問9 解説

(解説)

- 被災状況に応じて、自職員のみではどうしても対応できない場合があるかもしれません。
- どのような業務を支援してもらうかについては、平時から支援先団体とその内容を確認し、事前に取り決めを行うなどの準備をしておきましょう。

振り返りテスト：回答・解説

問10 回答

被災箇所が多いため、査定が終了した箇所から工事発注を行わなければ、“まちの復興”が遅れます。しかし、マンパワーが不足、積算や発注事務等が実施できません。どのような支援制度の活用を検討することがよいでしょうか。

- ① 建設技術センター等による発注者支援 : ○
- ② 都道府県等による技術職員派遣 : ○
- ③ 災害復旧技術専門家派遣制度 : ×
- ④ 応急対策職員派遣制度 : ×

振り返りテスト：回答・解説

問10 解説

(解説)

- 復旧工事の実施に向けた積算や発注事務の支援にあたっては、
「都道府県等による技術職員派遣」や「建設技術センター等による発注者支援」が活用できます。
- なお「建設技術センター等による発注者支援」については、業務委託となるケースがありますので、支援内容の詳細や費用負担について事前に確認しておきましょう。

<ガイドラインの関連ページ>

- 都道府県等による技術職員派遣 : P.11
- 建設技術センター等による発注者支援 : P.20

振り返りテスト：回答・解説

問11 回答

復旧工事を発注したものの、不調・不落が多く発生し思うように復旧工事が進みません。あなたならどのような対応を検討しますか。

- ① 既発注業務・工事の一時中止 : ○
- ② 入札参加要件の緩和 : ○
- ③ 発注ロットの拡大 : ○
- ④ 入札契約方式の見直し : ○

振り返りテスト：回答・解説

問11 解説

(解説)

- 復旧工事を円滑に進めるためには、地域の実情に応じて、様々な対応をとる必要があります。ガイドラインに掲載している取組を参考とし、**貴団体にマッチする取組を検討**してください。

<ガイドラインの関連ページ>

- 大規模災害時の既発注工事・業務への対応 : P.23
- 災害時の緊急度に応じた契約方式の選定 : P.24
- 災害復旧工事の施工体制の確保 : P.25

振り返りテスト : 回答・解説

問12 回答

広範囲にわたる大規模な災害であるため、復旧工事の実施に向けた発注者体制の構築にあたって、都道府県や建設技術センター等から十分な支援が得られそうにありません。あなたならどのような対応を行いますか。

- ① 自職員のみで可能な範囲で対応する : ×
- ② 付き合いのある自治体へ応援依頼を行う : ○
- ③ CM方式による民間人材の活用を検討する : ○
- ④ 都道府県へ再度相談を行う : ×

振り返りテスト : 回答・解説

問12 解説

(解説)

- 発注者体制の強化のため、付き合いのある県外の自治体へ応援依頼を行うことも一つの手段となります。
- 近年の大規模災害時の災害復旧事業において「CM方式による民間人材の活用」が導入されています。ガイドラインの内容を確認し、CM方式の活用についてもご検討ください。

<ガイドラインの関連ページ>

- 事業実施体制確保のための民間人材の活用 : P.33

振り返りテスト：回答・解説

間違えた箇所や疑問に思う箇所については、ガイドラインを見返してみましよう。迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて、ガイドラインを活用し、平時からの取組強化や災害対応力の向上を図って下さい。



災害復旧 ガイドライン

検索

(調整中)



振り返りテスト：回答・解説